

秋 田 市 教 育 委 員 会 平成28年3月定例会 (資 料)

【資料目次】

付議案件

議案第3号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件 一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 1
- ・ 新旧対照表 … 2

議案第5号 秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に 関する規則等の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 7
- ・ 新旧対照表 … 8
- ・ スポーツ・文化に関わる補助執行事務の意思決定について … 12

議案第6号 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部 を改正する件

- ・ 改正理由 … 13
- ・ 新旧対照表 … 14

議案第8号 秋田市指定文化財の指定に関する件

- ・ 秋田市指定文化財の指定について … 15
- ・ 「上北手嵯峨家文書」について … 16
- ・ 上北手嵯峨家文書一覧表 … 18
- ・ 旧大山田村位置図（上北手嵯峨家文書） … 27
- ・ 上北手嵯峨家文書（写真） … 28
- ・ 「新屋の鹿嶋祭」について … 29
- ・ 新屋の鹿嶋祭 実施町内位置図、写真 … 33

教育長等の報告

- (3) 平成27年度秋田市スポーツ振興に関する市民意識調査結果(速報)
について … (別途)
- (4) 検定中教科書の閲覧について … 37

秋田市教育委員会行政組織規則の一部改正

第1 改正理由

平成28年4月1日付け機構改正等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第5条関係（事務局の組織）

スポーツおよび文化に関する事務を市長が管理し、および執行することに伴い、規定を整備するもの

2 第8条関係（事務局の分掌事務等）

(1) 心身障害児就学指導委員会の名称を変更したことに伴い、規定を整備するもの

(2) スポーツおよび文化に関する規定を整備するもの

(3) 市民サービスセンターにおいて実施する社会教育事業を、市長事務部局の職員に補助執行させることに伴い、規定を整備するもの

3 第18条関係（公民館の分掌事務等）

規定を整備するもの

4 第23条から第26条まで関係

千秋美術館、赤れんが郷土館等、佐竹史料館および文化会館に関する規定を削除とするもの

5 第27条関係（職員の職）

(1) 千秋美術館等に置く職を削るもの

(2) 自然科学学習館に副館長を置くことができることとするもの

6 附則関係

施行は、平成28年4月1日からとするもの

秋田市教育委員会行政組織規則新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 (略)	目次 (略)
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
(事務局の組織)	(事務局の組織)
第5条 事務局に次の課を置く。 総務課 学事課 学校教育課	第5条 事務局に次の課を置く。 総務課 学事課 学校教育課 <u>スポーツ振興課</u>
2 学校教育課に教職員室を置く。	2 学校教育課に教職員室を置く。
3 事務局に所属する機関として生涯学習室を設置する。	3 事務局に所属する機関として <u>文化振興室</u> および生涯学習室を設置する。
	4 <u>文化振興室に所属する機関として秋田城跡調査事務所を設置する。</u>
第6条および第7条 (略)	第6条および第7条 (略)
(事務局の分掌事務等)	(事務局の分掌事務等)
第8条 事務局の課および室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 総務課および学事課 (略) 学校教育課 (1)～(10) (略) (11) <u>教育支援委員会</u> に関すること。 (12)～(14) (略)	第8条 事務局の課および室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 総務課および学事課 (略) 学校教育課 (1)～(10) (略) (11) <u>心身障害児就学指導委員会</u> に関すること。 (12)～(14) (略) <u>スポーツ振興課</u> (1) <u>生涯スポーツの振興に関する総合企画および実施に関すること。</u> (2) <u>スポーツ団体の育成に関すること。</u> (3) <u>各種スポーツ大会および行事の開催に関すること。</u> (4) <u>スポーツ施設の設置および廃止ならびに管理に関すること。</u> (5) <u>学校体育施設の開放に関すること。</u> (6) <u>スポーツ推進委員に関すること。</u> (7) <u>スポーツ振興基金の管理に関すること。</u> (8) <u>八橋運動公園内の体育施設に関すること。</u> (9) <u>八橋運動公園の管理に関すること。</u> (10) <u>土崎市民グラウンドに関すること。</u>

2 (略) 3 生涯学習室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) 生涯学習奨励員に関する<u>こと（他の所管に属するものを除く。）</u>。 (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略)	(11) <u>一つ森公園弓道場に関すること。</u> (12) <u>屋内多目的運動場に関すること。</u> (13) <u>北野田公園内の体育施設に関すること。</u> (14) <u>北野田公園の管理に関すること。</u> (15) <u>課の予算経理に関すること。</u> 2 (略) 3 文化振興室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) <u>文化振興の総合企画および調査研究に関すること。</u> (2) <u>芸術・学術文化活動の育成に関すること。</u> (3) <u>文化施設の設置および廃止に関すること。</u> (4) <u>文化振興基金の管理に関すること。</u> (5) <u>文化財の調査・保護管理に関すること。</u> (6) <u>文化振興審議会に関すること。</u> (7) <u>文化財保護審議会に関すること。</u> (8) <u>秋田城跡調査事務所にに関すること。</u> (9) <u>野外音楽堂に関すること。</u> (10) <u>千秋美術館、赤れんが郷土館（分館含む。）、佐竹史料館、文化会館との連絡調整に関すること。</u> (11) <u>室の予算経理に関すること。</u> 4 生涯学習室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>市民サービスセンターを拠点として行う第18条第1項第1号から第4号までに掲げる事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</u> (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) 生涯学習奨励員に関する<u>こと。</u> (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) 5 <u>秋田城跡調査事務所を秋田市寺内焼山9番6号に設置し、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</u> (1) <u>史跡秋田城跡の発掘に関すること。</u> (2) <u>史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。</u> (3) <u>史跡秋田城跡の整備に関すること。</u>
--	--

第9条～第17条 (略)

(公民館の分掌事務等)

第18条 秋田市公民館設置条例(昭和29年秋田市条例第44号。以下「公民館条例」という。)の規定による公民館(以下「公民館」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 社会教育関係団体等の育成に関すること。

(5)～(8) (略)

2 および 3 (略)

第19条～第22条 (略)

第23条から第26条まで 削除

第9条～第17条 (略)

(公民館の分掌事務等)

第18条 秋田市公民館設置条例(昭和29年秋田市条例第44号。以下「公民館条例」という。)の規定による公民館(以下「公民館」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 社会教育団体等の育成に関すること。

(5)～(8) (略)

2 および 3 (略)

第19条～第22条 (略)

(千秋美術館の分掌事務)

第23条 秋田市立千秋美術館条例(平成元年秋田市条例第25号)の規定による千秋美術館(以下「美術館」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 美術作品その他美術に関する資料の収集、保存および展示に関すること。

(2) 美術に関する調査および研究に関すること。

(3) 美術に関する情報の提供および相談に関すること。

(4) 美術作品等取得基金の管理に関すること。

(5) 千秋美術館協議会に関すること。

(6) 美術館の予算経理に関すること。

(赤れんが郷土館の分掌事務)

第24条 秋田市立赤れんが郷土館条例(昭和60年秋田市条例第17号。以下「赤れんが郷土館条例」という。)の規定による赤れんが郷土館(以下「赤れんが館」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 資料の収集、保存および展示に関すること。

(2) 資料の調査および研究に関すること。

(3) 赤れんが郷土館協議会に関すること。

(4) 分館に関すること。

(5) 赤れんが館の予算経理に関すること。

2 赤れんが郷土館条例第2条の規定による民俗芸能伝承館(以下「伝承館」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 民俗芸能の伝承に関すること。

(2) 伝承館の使用に関すること。

(3) 伝承館および旧金子家住宅の予算経理に關す

(職員の職)
第27条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
3	館長	自然科学学習館 公民館 図書館	
4	所長	学校給食センター 教育研究所	

ること。
3 赤れんが郷土館条例第2条の規定による旧金子家住宅（以下「金子家」という。）の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
(1) 金子家の使用に関すること。
(佐竹史料館の分掌事務等)
第25条 秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の規定による佐竹史料館（以下「史料館」という。）の位置は、秋田市千秋公園1番4号とする。
2 前項の史料館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
(1) 佐竹家および久保田藩に関する歴史資料等の調査、収集、保存および展示に関すること。
(2) 久保田城御隅櫓、御物頭御番所および旧黒澤家住宅に関すること。
(3) 佐竹史料館協議会に関すること。
(4) 史料館の予算経理に関すること。
(文化会館の分掌事務)
第26条 秋田市文化会館条例（昭和55年秋田市条例第2号）の規定による秋田市文化会館（以下「会館」という。）の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
(1) 会館の使用に関すること。
(2) 事業企画および実施に関すること。
(3) 文化会館運営委員会に関すること。
(4) 会館の予算経理に関すること。

(職員の職)
第27条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
3	館長	自然科学学習館 公民館 図書館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館 文化会館	
4	所長	学校給食センター 教育研究所	

		太平山自然学習センター 勤労青少年ホーム 女性学習センター
(略)	(略)	(略)
(略)		

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じて、次の左欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)			
(略)	(略)	(略)	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
6	副館長	自然科学学習館 公民館 図書館	
7	副所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター 勤労青少年ホーム 女性学習センター	
(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、所管事務を掌理する。
9	事務長	図書館	
(略)			

3 (略)

以下 (略)

		太平山自然学習センター <u>秋田城跡調査事務所</u> 勤労青少年ホーム 女性学習センター
(略)	(略)	(略)
(略)		

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じて、次の左欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)			
(略)	(略)	(略)	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
6	副館長	公民館 図書館 千秋美術館 赤れんが郷土館 佐竹史料館 文化会館	
7	副所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター 秋田城跡調査事務所 勤労青少年ホーム 女性学習センター	
(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、所管事務を掌理する。
9	事務長	図書館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館 文化会館	
(略)			

3 (略)

以下 (略)

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の
一部改正

第1 改正理由

文化財の保護、学校における体育等に関する事務を市長の職員に補助執行させること等を定めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第1条関係（秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

(1) 教育委員会の権限に属する事務のうち、市長の職員に補助執行させる事務（以下「補助執行事務」という。）を規定するもの（第2条）

(2) 市長の職員に補助執行させる事務に係る処理については、専決することができることとするもの（第3条）

(3) その他規定を整備するもの

2 第2条関係（秋田市教育委員会会議規則の一部改正）

補助執行事務を処理する市長の職員が教育委員会の会議で説明等を行うことができるようにするため、会議に出席させることができる対象に、委員長が必要と認める者を加えるもの

3 第3条関係（秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）

(1) 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任する事務から補助執行事務を除くもの（第1条）

(2) 教育委員会の会議に諮るべき各種委員会の委員等を明示するもの

4 第4条関係（秋田市立千秋美術館管理運営規則の一部改正）

規定を整備するもの

5 附則関係

施行は、平成28年4月1日からとするもの

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
（目的） 第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関の職員に補助執行させることについて定めることを目的とする。 （補助執行） 第2条 市長の補助機関の職員に次に掲げる事務を補助執行させる。 (1) <u>文化財の調査および保護ならびに管理に関すること。</u> (2) <u>文化財保護審議会に関すること。</u> (3) <u>学校体育施設の開放に関すること。</u> (4) <u>千秋美術館に関すること。</u> (5) <u>千秋美術館協議会に関すること。</u> (6) <u>住民の異動によって生ずる学齢児童生徒の転入学転学通知書の交付および指定学校変更申立書の受付に関すること（経常的に処理できる事務に限る。）。</u> (7) <u>地域における社会教育に関すること（生涯学習室および公民館、図書館その他の教育機関の所管に属するものを除く。）。</u> （専決） 第3条 前条の規定により補助執行させる事務に係る処理については、別に定めるところにより専決することができる。 2 前項の規定にかかわらず、秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第5号。以下「事務委任規則」という。）第1条各号に掲げる事項に係る事務（次に掲げるものを除く。）については、専決することができない。 (1) <u>事務委任規則第1条第4号に掲げる事項のうち、事務委任規則第3条第3号に掲げるもの</u> (2) <u>事務委任規則第1条第6号に掲げる事項のうち、教育予算その他の財務に係るもの</u> （委任） 第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。	（目的） 第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務のうち、<u>児童生徒の転入転退学等に関する事務の補助執行</u>について定めることを目的とする。 （補助執行） 第2条 市長の補助機関の職員に次に掲げる事務（<u>経常的に処理できる事務に限る。</u>）を補助執行させる。 (1) <u>住民の異動によって生ずる児童生徒の転入転退学通知書の交付に関すること。</u> (2) <u>住民の異動によって生ずる就学予定者の入学期日および学校指定書の交付に関すること。</u>

秋田市教育委員会会議規則新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第6条 （略）	第1条～第6条 （略）
第7条 委員長は、議案、報告等の説明等のため、 必要に応じて関係職員 <u>その他委員長が必要と認める者</u> を出席させることができる。	第7条 委員長は、議案、報告等の説明等のため、 必要に応じて関係職員を出席させることができる。
以下 （略）	以下 （略）

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
（教育長への委任） 第1条 秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という）は、次に掲げる事項および秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和52年秋田市教委規則第8号）第2条の規定により補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 (1) 教育に関する事務の管理および執行の基本的な方針に関すること。 (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。 (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること。 (4) 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (5) 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関すること。 (6) 教育予算その他の議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。 (7) 小、中学校の通学区域の設定および変更に関すること。 (8) 教科書の採択に関すること。 (9) 市指定文化財の指定に関すること。 (10) その他特に重要なこと。 第2条 （略） （教育長の専決） 第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。 (2) 事務局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（課長相当職以上の職にある者および校長を除く。）の任免その他の人事に関すること（賞罰に関するものを除く。）。) (3) 教育委員会の所管に属する各種委員会の委員等（社会教育委員、文化財保護審議会委員その他特に重要と認められるものを除く。）の委嘱および解職に関すること。 第4条 （略）	（教育長への委任） 第1条 秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 (1) 教育に関する事務の管理および執行の基本的な方針に関すること。 (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。 (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること。 (4) 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (5) 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関すること。 (6) 教育予算その他の議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。 (7) 小、中学校の通学区域の設定および変更に関すること。 (8) 教科書の採択に関すること。 (9) 市指定文化財の指定に関すること。 (10) その他特に重要なこと。 第2条 （略） （教育長の専決） 第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。 (2) 事務局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（課長相当職以上の職にある者および校長を除く。）の任免その他の人事に関すること（賞罰に関するものを除く。）。) (3) 教育委員会の所管に属する各種委員会の委員等（特に重要と認められるものを除く。）の委嘱および解職に関すること。 第4条 （略）

秋田市立千秋美術館管理運営規則新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第5条 （略）	第1条～第5条 （略）
<u>第6条 削除</u>	<u>（観覧料の減免）</u> <u>第6条 条例第5条の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u> <u>2 教育委員会は、観覧料の減免を決定したときは、観覧料減免通知書を交付するものとする。</u>
以下 （略）	以下 （略）

スポーツ・文化に関わる補助執行事務の意思決定について

教育委員会による決定	教育長による専決	市長事務部局の職員への補助執行
教育委員会規則の制定又は改廃 ※秋田市文化財保護条例施行規則 秋田市立千秋美術館管理運営規則	教育委員会の定める規程の制定又は改廃 ※秋田市立学校体育施設の使用管理に関する規程 秋田市立千秋美術館美術作品等取扱規程	
特に重要な各種委員会委員の委嘱等 ※文化財保護審議会委員		各種委員会委員の委嘱等 ※千秋美術館協議会委員など
議会の議決を経るべき議案についての意見の申出 ※秋田市文化財保護条例 秋田市立千秋美術館条例		予算その他の財務に関する議会の議決を経るべき 議案についての意見の申出 ※文化財、千秋美術館に関わる予算案
市指定文化財の指定		
		上記のほか、「教育委員会での決定」「教育長による専決」以外の全ての事務

※教育委員会による決定に当たり、教育委員会定例会等での説明は、市長事務部局の職員が対応

スポーツ・文化に関わる補助執行事務

- (1) 文化財の調査・保護・管理に関すること。
- (2) 文化財保護審議会に関すること。
- (3) 学校体育施設の開放に関すること。
- (4) 千秋美術館に関すること。
- (5) 千秋美術館協議会に関すること。

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部改正

第1 改正理由

雄和小学校の設置に伴い、雄和学校給食センターにおいて実施する学校給食の対象校に関する規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第2条関係（学校給食の対象校）

雄和学校給食センターの対象校から川添小学校、種平小学校、戸米川小学校および大正寺小学校を削り、雄和小学校を加えるもの

2 附則関係

施行は、平成28年4月1日からとするもの

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則新旧対照表

改 正 案	現 行																																																
第1条 (略) (学校給食の対象校) 第2条 共同調理場等において実施する学校給食の対象校は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調理場等</th><th>対 象 校</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田市立外旭川小学校、 外旭川中学校共同調理場</td><td>外旭川小学校および外旭川中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立太平小学校、 太平中学校共同調理場</td><td>太平小学校および太平中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立下北手小学校、 下北手中学校共同調理場</td><td>下北手小学校および下北手中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立将軍野中学校、 土崎中学校共同調理場</td><td>将軍野中学校および土崎中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立川尻小学校、 山王中学校共同調理場</td><td>川尻小学校および山王中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立城東中学校、 桜中学校共同調理場</td><td>城東中学校および桜中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立御所野小学校、 御所野学院中学校共同調理場</td><td>御所野小学校および御所野学院中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立勝平小学校、 勝平中学校共同調理場</td><td>勝平小学校および勝平中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立下新城小学校 等共同調理場</td><td>下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立河辺学校給食センター</td><td>岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立雄和学校給食センター</td><td>雄和小学校および雄和中学校</td></tr> </tbody> </table> 以下 (略)	共同調理場等	対 象 校	秋田市立外旭川小学校、 外旭川中学校共同調理場	外旭川小学校および外旭川中学校	秋田市立太平小学校、 太平中学校共同調理場	太平小学校および太平中学校	秋田市立下北手小学校、 下北手中学校共同調理場	下北手小学校および下北手中学校	秋田市立将軍野中学校、 土崎中学校共同調理場	将軍野中学校および土崎中学校	秋田市立川尻小学校、 山王中学校共同調理場	川尻小学校および山王中学校	秋田市立城東中学校、 桜中学校共同調理場	城東中学校および桜中学校	秋田市立御所野小学校、 御所野学院中学校共同調理場	御所野小学校および御所野学院中学校	秋田市立勝平小学校、 勝平中学校共同調理場	勝平小学校および勝平中学校	秋田市立下新城小学校 等共同調理場	下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校	秋田市立河辺学校給食センター	岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校	秋田市立雄和学校給食センター	雄和小学校および雄和中学校	第1条 (略) (学校給食の対象校) 第2条 共同調理場等において実施する学校給食の対象校は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調理場等</th><th>対 象 校</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田市立外旭川小学校、 外旭川中学校共同調理場</td><td>外旭川小学校および外旭川中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立太平小学校、 太平中学校共同調理場</td><td>太平小学校および太平中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立下北手小学校、 下北手中学校共同調理場</td><td>下北手小学校および下北手中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立将軍野中学校、 土崎中学校共同調理場</td><td>将軍野中学校および土崎中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立川尻小学校、 山王中学校共同調理場</td><td>川尻小学校および山王中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立城東中学校、 桜中学校共同調理場</td><td>城東中学校および桜中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立御所野小学校、 御所野学院中学校共同調理場</td><td>御所野小学校および御所野学院中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立勝平小学校、 勝平中学校共同調理場</td><td>勝平小学校および勝平中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立下新城小学校 等共同調理場</td><td>下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立河辺学校給食センター</td><td>岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校</td></tr> <tr> <td>秋田市立雄和学校給食センター</td><td>川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小学校および雄和中学校</td></tr> </tbody> </table> 以下 (略)	共同調理場等	対 象 校	秋田市立外旭川小学校、 外旭川中学校共同調理場	外旭川小学校および外旭川中学校	秋田市立太平小学校、 太平中学校共同調理場	太平小学校および太平中学校	秋田市立下北手小学校、 下北手中学校共同調理場	下北手小学校および下北手中学校	秋田市立将軍野中学校、 土崎中学校共同調理場	将軍野中学校および土崎中学校	秋田市立川尻小学校、 山王中学校共同調理場	川尻小学校および山王中学校	秋田市立城東中学校、 桜中学校共同調理場	城東中学校および桜中学校	秋田市立御所野小学校、 御所野学院中学校共同調理場	御所野小学校および御所野学院中学校	秋田市立勝平小学校、 勝平中学校共同調理場	勝平小学校および勝平中学校	秋田市立下新城小学校 等共同調理場	下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校	秋田市立河辺学校給食センター	岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校	秋田市立雄和学校給食センター	川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小学校および雄和中学校
共同調理場等	対 象 校																																																
秋田市立外旭川小学校、 外旭川中学校共同調理場	外旭川小学校および外旭川中学校																																																
秋田市立太平小学校、 太平中学校共同調理場	太平小学校および太平中学校																																																
秋田市立下北手小学校、 下北手中学校共同調理場	下北手小学校および下北手中学校																																																
秋田市立将軍野中学校、 土崎中学校共同調理場	将軍野中学校および土崎中学校																																																
秋田市立川尻小学校、 山王中学校共同調理場	川尻小学校および山王中学校																																																
秋田市立城東中学校、 桜中学校共同調理場	城東中学校および桜中学校																																																
秋田市立御所野小学校、 御所野学院中学校共同調理場	御所野小学校および御所野学院中学校																																																
秋田市立勝平小学校、 勝平中学校共同調理場	勝平小学校および勝平中学校																																																
秋田市立下新城小学校 等共同調理場	下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校																																																
秋田市立河辺学校給食センター	岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校																																																
秋田市立雄和学校給食センター	雄和小学校および雄和中学校																																																
共同調理場等	対 象 校																																																
秋田市立外旭川小学校、 外旭川中学校共同調理場	外旭川小学校および外旭川中学校																																																
秋田市立太平小学校、 太平中学校共同調理場	太平小学校および太平中学校																																																
秋田市立下北手小学校、 下北手中学校共同調理場	下北手小学校および下北手中学校																																																
秋田市立将軍野中学校、 土崎中学校共同調理場	将軍野中学校および土崎中学校																																																
秋田市立川尻小学校、 山王中学校共同調理場	川尻小学校および山王中学校																																																
秋田市立城東中学校、 桜中学校共同調理場	城東中学校および桜中学校																																																
秋田市立御所野小学校、 御所野学院中学校共同調理場	御所野小学校および御所野学院中学校																																																
秋田市立勝平小学校、 勝平中学校共同調理場	勝平小学校および勝平中学校																																																
秋田市立下新城小学校 等共同調理場	下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校																																																
秋田市立河辺学校給食センター	岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校																																																
秋田市立雄和学校給食センター	川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小学校および雄和中学校																																																

秋田市指定文化財の指定について

次の物件について、指定候補として秋田市文化財保護審議会に諮問したところ、文化財として指定すべきであるとの答申があったため、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

1 指定しようとする物件

- (1) 上北手嵯峨家文書
- (2) 新屋の鹿嶋祭

2 文化財保護審議会における審議の概要

平成27年7月から11月まで3回にわたって開催した秋田市文化財保護審議会において、指定候補物件の調査および審議を行った。その審議結果に基づき、平成28年2月17日開催の審議会に、平成27年度の文化財指定について諮問したところ、指定候補物件2件は、市内に所在する貴重な価値をもつ文化財であることから、秋田市指定文化財に指定すべきであるとの答申がなされたものである。2件の内容は以下のとおりである。

(1) 上北手嵯峨家文書

上北手嵯峨家文書は、上北手地区の大山田村で江戸時代初頭から肝煎を務めた上北手嵯峨家に伝わる寛永11年（1634）から明治年間（1868～1912）までの古文書552点で、代表的なものとして、後竿検地の大山田村検地帳や、黒印御定書などがある。

享保年間（1716～1735）以前を中心とした藩政期から明治期にかけての史料が、江戸時代以来連綿と続いた旧家にまとまって伝来している数少ない史料であり、藩政期の村がどのように変化し発展しながら明治期を迎えたかという変遷や地方知行制の在り方などを、城下に極めて近い平野部に立地する大山田村の様子を通して読み取ることができるなど、当該期の秋田の状況を知ることができる史料として貴重である。

(2) 新屋の鹿嶋祭

新屋の鹿嶋祭は、新屋地区各町内の厄払いや、子どもの成長祈願のために、各家々の厄災を移した武者人形を鹿嶋船に乗せて巡行し、川に流す行事である。行事の起源は不明であるが、江戸時代中期頃から行われていたと推測される。

宵節供・露踏みといった端午の節供行事と、鹿嶋流し行事が融合している点や、地区全体の各町内が主体となって大規模に行われることなど、他地域の鹿嶋祭にはない特徴が認められる。なお、流す方法や鹿嶋船の外観など、環境や社会の変化に伴って変更された部分もあるが、行事の一連の流れや鹿嶋船の基本的な構造などは変わることなく継承されており、新屋地区の地域的特色を知る上で貴重な民俗行事である。

「上北手嵯峨家文書」について

- 1 名 称 上北手嵯峨家文書
- 2 員 数 5 5 2 点
- 3 種 別 有形文化財（古文書）
- 4 所在地 秋田市上北手大山田字大平沢 9 7 番地
- 5 所有者 嵯峨孝男
- 6 年 代 寛永 1 1 年（1634）から明治年間（1868～1912）
- 7 説 明

上北手嵯峨家は、三右衛門ないし重右衛門を名として上北手地区の大山田村で江戸時代初頭から肝煎を務めた旧家である。享和元年（1801）の由緒書上（目録No.360）によれば、先祖は室町時代に太平城主に従って太平目長崎に居住していたとされており、その後、現在の太平目長崎にある嵯峨家の分家筋が、大山田村に移り住んだと考えられる。また、文政 1 2 年（1829）の書上（目録No.415）には、先祖は太平城主だったとも記されている。

上北手嵯峨家文書は、上北手嵯峨家に伝わる寛永 1 1 年（1634）から明治年間（1868～1912）までの古文書 5 5 2 点である。

本史料は、大山田村と、上北手嵯峨家が一時肝煎を兼ねた河辺豊成地区の豊成村に関する史料からなり、代表的なものとして、正保 3 年（1646）から実施された後 竿 検 地^{あとざおけんち（註2）}の大山田村検地帳（目録No.553）や、天和 3 年（1683）および宝永 2 年（1705）の黒印御 定 書^{こくいん お さだめがき（註3）}（目録No.81、No. 4）が含まれている。検地帳などからは、給人・知行地・農民の関係や変遷を、村に宛てた黒印御定書などからは大山田村の村高の推移や農民が守るべき日常の規範についての定めを知ることができる。

年貢関係の書付（目録No.111ほか）も多く、天保の大飢饉の頃の史料（目録No.530、531）からは、江戸時代後期に起きた大飢饉の際に、藩がどのような方針で年貢を徴収し、農民がどの様に年貢を納めたかを知ることができる。また、肝煎をはじめとした農民たちが村を自ら管理している様子が窺える郷掟（目録No.436）、土地を担保にした貸し借りが村の運営に深くかかわる問題として、村の承認を要する事項であったことが分かる農民の借用証文（目録No.53、258）、田植えの際の分水順序の覚書（目録No.195）などがあり、当時の村内の動静を読み取ることができる史料群である。

このほか、医学館で製薬された薬が城下郊外の大山田村で流通していたことが分かる史料（目録No.373・407）もあり、秋田藩の薬事行政の展開を知るうえで貴重である。

以上のように、上北手嵯峨家文書は、享保年間（1716～1735）以前を中心とした藩政期から明治期にかけての史料が、江戸時代以来連綿と続いた旧家にまとま

って伝来している数少ない史料であり、藩政期の村がどのように変化し発展しながら明治期を迎えたかという変遷や地^{じかたちぎようせい}方知行制の在り方などを、城下に極めて近い平野部に立地する大山田村や豊成村の様子を通して読み取ることができるなど、当該期の秋田の状況を知ることができる史料として貴重である。

- 註 1 村落の代表者。村役人として年貢納入の責任を持ち、土地の管理や領主からの命令の伝達、請願の提出などを行った。
- 註 2 正保 3 年（1646）～ 5 年（1648）に、2 代藩主義隆が行った秋田藩第 3 回目の総検地。
- 註 3 知行地（俸禄としての土地）を与えられた家臣。
- 註 4 寛政 7 年（1795）に秋田藩が設置した医学校。
- 註 5 知行地からの年貢を俸禄として受け取る制度。大藩を中心に採用されており、その数はおよそ 3 9 藩（全体の 1 6 %）であった。

No.	目録 №	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
01	01	嵯峨家代々景図寛帳	(明治年間)		
02	02	代々系図	(明治年間)		
03	03	条々	貞享元年3月		
04	04	川辺郡大山田村物成并諸役 相定状々	宝永2年11月		
05	05	諸勸進合判	宝永7年8月	寺社奉行	
06	06	文化九年申年分御皆済目録	文化10年4月	菅生兵右衛門	大山田村肝煎
07	07	永代二相渡申田畠証文之事	享保21年4月2日	猿田村田地渡主長四郎他3名	大山田村三右衛門
08	08	文政十三寅年御皆済目録	天保3年3月	戸沢東	大山田村肝煎
09	09	享和三亥年分	文化12年6月15日	安部新右衛門他2名	大山田村
10	10	物成小役銀書上	享保6年2月23日	猿田村甚五郎・同村受合与次兵衛	大山田村三右衛門
11	11	年季二相渡申田地証文之事	寛延2年12月26日	猿田村田地渡主六兵衛他3名	大山田村三右衛門
12	12	永代二相渡シ田地之事	享保11年2月3日	さる田村田地渡シ主仁右衛門他3名	大山田村三右衛門
13	13	文政十二年御皆済目録	天保2年3月	戸沢東	大山田村肝煎
14	14	永代壳渡申林証文之事	文政10年12月15日	大山田村林売主作十郎・同村受合長百姓嘉右衛門	当村肝煎嵯峨三右衛門
15	15	文政十一子年御皆済目録	文政12年3月	戸沢東	大山田村肝煎
16	16	文政八酉年御皆済目録	文政9年3月	戸沢東	大山田村肝煎
17	17	文化十酉年御皆済目録	文化11年3月	菅生兵右衛門	大山田村肝煎
18	18	永代壳渡申田林証文之事	寛政12年12月14日	大山田村林売主長之丞・同村受合久兵衛	当村肝煎重右衛門
19	19	文化十一戌年御皆済目録	文化12年3月	菅生兵右衛門	大山田村肝煎
20	20	文化十四丑年分御皆済目録	文化15年3月	谷貝周兵衛	大山田村肝煎
21	21	永代壳渡林証文之事	安政6年12月9日	大山田村林渡主与惣兵衛・同村受合藤左衛門	当村嵯峨三右衛門
22	22	文化十二亥年御皆済目録	文化13年3月	菅生兵右衛門	大山田村肝煎
23	23	書(大山田村五月納分上納の寛)	文化11年5月	菅生兵右衛門	茂又新太郎・大山助右衛門
24	24	安永四未年分	安永5年4月25日	桑原幸宙・青木庄右衛門	大山田村肝煎
25	25	文化三寅年御皆済目録	文化4年5月	平山三郎兵衛	大山田村肝煎
26	26	文化四卯年分御皆済目録	文化5年5月	平山三郎兵衛	大山田村肝煎
27	27	文化六巳年分御皆済目録	文化7年4月	平山三郎兵衛	大山田村肝煎
28	28	文化五辰年御皆済目録	文化6年3月	平山三郎兵衛	大山田村肝煎
29	29	文政五午年御皆済目録	文政6年3月	谷貝周兵衛	大山田村肝煎
30	30	文政七申年御皆済目録	文政8年3月	戸沢東	大山田村肝煎
31	31	文政六未年御皆済目録	文政7年2月	戸沢東	大山田村肝煎
32	32	文政四巳年御皆済目録	文政5年3月	谷貝周兵衛	大山田村肝煎
33	33	文政九戌年御皆済目録	文政10年3月	戸沢東	大山田村肝煎
34	34	文政三辰年御皆済目録	文政4年2月	谷貝周兵衛	大山田村肝煎
35	35	天保二卯年御皆済目録	天保4年3月	戸沢東	大山田村肝煎
36	36	文化七午年御皆済目録	文化8年4月	菅生兵右衛門	大山田村肝煎
37	37	文化八未年分御皆済目録	文化9年4月	菅生兵右衛門	大山田村肝煎
38	38	文政十亥年御皆済目録	文政11年4月	戸沢東	大山田村肝煎
39	39	文政元寅年御皆済目録	文政2年3月	谷貝周兵衛	大山田村肝煎

No.	目録 №	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
40	40	永代二相渡申田地之事	享保11年2月3日	猿田村田地渡シ主善太郎他2名	大山田村三右衛門
41	41	永代壳渡林証文之事	安政6年12月9日	大山田村林売主彦右衛門他2名	嵯峨三右衛門
42	42	永代壳渡林証文之事	安政6年12月9日	大山田村林売主佐五右衛門・同村受合多左衛門	嵯峨三右衛門
43	43	安政四巳歳分	安政5年6月	遠藤武兵衛・嘉藤部	大山田村肝煎
44	44	寛政十二申年分	文化12年6月15日	安部新右衛門他2名	大山田村肝煎
45	45	文政二卯年御皆済目録	文政3年3月	谷貝周兵衛	大山田村肝煎
46	46	永代壳渡申田林証文之事	寛政12年12月14日	大山田村林売主長之丞・同村受合久兵衛	当村肝煎重右衛門
47	47	寛(大山田村より願書指出候につき雲合相談呼出状)	2月12日	太田織部	各様方
48	48	永代二壳渡申田地証文之事	寛政12年12月15日	大山田村田地売主久兵衛・同村受合久吉	当村三右衛門
49	49	舌代(取替地形につき)	安政6年12月9日	大山田村与惣兵衛	当村嵯峨三右衛門
50	50	(三右衛門永代地になり候書置)	寛政元年10月	三右衛門	
51	50-2	永代二相渡申田地證文之事	寛保元年11月16日	大山田村久兵衛	当村三右衛門
52	51	田地永代壳渡証書	明治10年2月7日	第一大区五小区河辺郡猿田村熊谷佐五右衛門他2名	大山田村嵯峨三右衛門
53	51-2	(ニツ寺地籍図)			
54	52	永代取替証文之事	安政6年12月9日	大山田村渡主佐五右衛門・同村受合与惣兵衛	嵯峨三右衛門
55	53	五右衛門より田地永代受取書置証文	寛政元年9月	大山田村肝煎親類三右衛門	
56	54	田地永代二受取候証文之事	文化7年11月28日	大山田村田主肝煎重右衛門・同村田地仕分主作十郎	
57	55	年季二相渡申田地証文之事	延享4年12月20日	大山田村田地渡主五右衛門・同村肝煎受合三右衛門	当村嘉右衛門
58	56	永代二相渡田地証文之事	明和9年12月4日	大山田村田地渡主長之丞他3名	当村嘉吉
59	57	永代二壳渡申林証文之事	文政10年12月15日	大山田村林売主作十郎・同村受合長百姓嘉右衛門	当村肝煎嵯峨三右衛門
60	58	文化十三子年御皆済目録	文化14年3月	菅生兵右衛門	大山田村肝煎
61	59	永代壳渡申証文之事	天保10年12月12日	大山田村渡主彦右衛門他2名	当村嵯峨三右衛門
62	60	明和元申年分	安永4年6月10日	桑原幸宙・青木庄右衛門	大山田村肝煎
63	61	合判	延享3年8月5日		
64	62	(永代壳渡申田地証文之事)	享保4年12月13日	猿田村田主仁右衛門他2名	大山田村三右衛門
65	63	五右衛門潰家相立候書印	(文化11年)	重右衛門	
66	64	(永代に受取申田地証文の事)	享保21年3月29日	大山田村三右衛門他3名	馬淵新五右衛門
67	65	永代相渡申田地証文之事	文化8年9月	大山田村作十郎他	
68	66	(永代に相渡申田地証文の事)	享保6年2月22日	猿田村田主甚五右衛門他2名	大山田村三右衛門
69	67	舌代[取替地形につき]	安政6年12月9日	大山田村藤左衛門	当村嵯峨三右衛門
70	68	嘉永四亥年分	嘉永5年6月17日	伊藤仲他2名	大山田村肝煎
71	69	太平寺中堀内村林清寺様焼入人足并人掛出錢之寛	文政5年		
72	70	書状〔領内夏中大洪水などにつき〕	8月28日	佐右京太夫義峰	谷村

No.	目録 No.	表 題〔内 容〕	年 代	作 成 者	宛 名
73	71	(嵯峨家系譜)	(慶応年間)		
74	72	溜池修繕出来形清算帳(明治20年3月分 河辺郡大山田村 扣)	明治21年7月		
75	73	溜池水掛け取調書上(河辺郡大山田村 扣)	明治17年10月	河辺郡大山田村郡理代人嵯峨三右衛門	猿田村組合戸長役場
76	74	溜池水掛け取調書上(河辺郡大山田村 扣)	明治17年	河辺郡大山田村郡理代人嵯峨三右衛門・同郡同村郡理代人嵯峨与惣右衛門	猿田村組合戸長役場
77	75	(溜池堤防修繕書付)	明治21年7月	河辺郡大山田村郡理代人鎌田芳松・同嵯峨宗吉	
78	76	(河辺郡大山田村溜池図)	(明治年間)		
79	77	延享貳丑年分	宝暦2年4月3日	安部宅兵衛他2名	大山田村肝煎
80	78	延享四卯年分	宝暦2年4月3日	安部宅兵衛他2名	大山田村肝煎
81	79	延享元子藏分	宝暦2年4月3日	安部宅兵衛他2名	大山田村肝煎
82	80	享保十八丑年分	享保18年12月3日	田口十左衛門他2名	大山田村肝煎
83	81	川辺郡大山田村物成并諸役相定条々	天和3年11月		
84	82	寛保三亥年分	宝暦2年4月3日	安部宅兵衛他2名	大山田村肝煎
85	83	宝暦十二午年分	安永4年6月10日	桑原宇宙・青木庄右衛門	大山田村肝煎
86	84	寛保貳戌歳分	寛保3年5月13日	青木直右衛門他3名	大山田村肝煎
87	85	(酒出孫十郎上り知捨り分書上)	正徳5年4月晦日	嶋田長兵衛他2名	
88	87	(弓巻物並びに系図につき書付)	享和3年8月12日	大山田村肝煎重右衛門	
89	88	書状(弓巻物などにつき)	(享和3年正月24日)	谷貝周兵衛	大山田村肝煎
90	89	書状(嵯峨家系図上覧につき)	(享和3年8月11日)	国安小左衛門	大山田村肝煎重右衛門
91	90	書状(嵯峨家系図御借上につき)	(享和3年9月15日)	豊田五右衛門	大山田村肝煎十右衛門
92	91	定(たばこ座につき定)	慶安2年正月22日	佐藤源右衛門・梅津外記	大山田村
93	92	(戸嶋本町との境につき書付)	寛文13年8月7日	本町肝煎伊右衛門・老百性太郎右衛門	豊成村肝煎三右衛門
94	93	(末戸村と豊成村との境につき書付)	丑(寛文13年)8月7日	末戸村肝煎弥左衛門・同村老百性利右衛門	豊成村きも入三右衛門
95	94	(豊成村との境につき書付)	寛文13年8月7日	戸嶋本町肝煎伊右衛門・同村老百性太郎右衛門	豊成村肝煎三右衛門・同村老百性新右衛門
96	95	(豊成村と畑屋村との境につき書付)	寛文13年8月7日	畑屋村肝煎樺右衛門・同村老百性三郎右衛門	豊成村肝煎三右衛門・同村老百性新右衛門
97	96	(開泰社可証)(豊成村之内古川敷新開につき)	延宝3年5月13日	浜江宇右衛門・多賀谷左兵衛	酒出金太夫
98	97	(酒出金太夫分知行地書上)	天和2年3月	酒出金太夫	
99	98	(四方境ほかの寛)	天和2年4月		
100	99	(諸事之御法度之藤被仰渡昇入につき書付)(肝煎へハ相掛申間敷書付)	貞享5年10月3日	豊成村百性勘太郎他10名	大山田村肝煎
101	100	(御新につき御訴訟の書付)(前欠)	貞享3年正月23日	大山田村	

No.	目録 No.	表 題〔内 容〕	年 代	作 成 者	宛 名
102	101	(田利郡境出入につき書付写)(由利郡羽広村と平鹿郡八沢木村との境につき絵図並詞案文相渡)	元禄14年2月16日		
103	102	田地永代書付事	元禄12年11月27日	古野村田渡主与次兵衛・同村新肝煎口入孫左衛門	大山田村甚左衛門
104	103	(銀上納受取札)	元禄15年2月19日	小野崎藤兵衛・瀬谷藤吉	大山田村肝煎
105	104	(永代売渡候田地の事)	元禄11年12月17日	古野村田主与次兵衛・同村肝煎口入孫右衛門	大山田村甚左衛門
106	105	(永代申請候田地の御物成上納の書付)	元禄12年12月23日	大山田村肝煎三右衛門	山方半之允様御下大森平左衛門
107	106	(米銀上納受取札藏)	元禄13年～同17年	吉田藤左衛門他	大山田村肝煎
108	107	(野火付候儀御法度につき誓詞)	元禄16年3月朔日	大山田村老百性藤次右衛門他11名	当村肝煎三右衛門
109	108	(永代売渡候田地の事)	元禄17年3月朔日	古野村田渡し主半恰郎・同村肝煎孫左衛門	大山田村三右衛門
110	109	(田地受取につき書付)	元禄16年4月17日	柳原治左衛門	大山田村肝煎三右衛門
111	110	(道心者行人等につき申達の写)	元禄12年5月		
112	111	(銀上納受取札)	宝永3年～同9年	小貫勤兵衛他	大山田村肝煎
113	112	三右衛門持高之寛	宝永6年10月6日		
114	113	(永代渡候田地の物成につき書付)	宝永5年11月5日	古野村田渡主佐五右衛門他2名	大山田村肝煎三右衛門
115	114	(永代渡候田地の物成につき書付)	宝永6年12月16日	古野村肝煎田渡し主基左衛門・同村老百性口入作右衛門	大山田村肝煎三右衛門
116	115	(諸鳥取候事御法度につき書付)	寛永11年4月2日	佐藤源右衛門・梅津外記	大山田村
117	116	(田地水掛け申儀につき書付)	宝永2年壬4月3日	大山田村久左衛門・同子共久五郎	当村三右衛門
118	117	(物成銀上納受取書)	宝永7年11月晦日	田中弥市兵衛他3名	大山田村肝煎
119	118	(物成銀上納受取書)	宝永8年3月24日	渡部平次兵衛他3名	大山田村肝煎
120	118-2	種貸 作食米の返済	宝永8年3月24日	小野崎長左衛門	大山田村肝煎
121	119	(物成銀上納受取書)	宝永3年12月5日	小林崎右衛門	大山田村肝煎
122	120	(役錢上納受取書)	宝永5年12月11日	中村三右衛門・能登屋喜右衛門	大山田むら肝煎
123	121	(役錢上納受取書)	宝永5年12月11日	中村三右衛門・能登屋喜右衛門	大山田村肝煎
124	122	(役錢上納受取書)	宝永5年11月11日	中村三右衛門・能登屋喜右衛門	大山田むら肝煎
125	123	(役錢上納受取書)	宝永6年12月4日	能登屋喜右衛門・中村三右衛門	大山田村肝煎
126	124	(役錢上納受取書)	宝永6年12月4日	能登屋喜右衛門・中村三右衛門	大山田村肝煎
127	125	(相渡申候田地につき書付)	宝永元年12月28日	古野村田渡し主半恰郎・同肝煎孫左衛門	大山田村三右衛門
128	126	乍恐以口上事御詔詔申上候御事(大山田村豊成村両郷之肝煎役條兼帯につき)	宝永4年2月25日	大山田村豊成村肝煎三右衛門	細井四郎右衛門・黒坂平左衛門
129	127	(役錢上納受取書)	宝永6年12月5日	のとや喜右衛門・中村三右衛門	大山田村肝煎

No	目録 №	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
130	128	寛(御代官様より廻文書付 写)	宝永8年3月		
131	129	(御賞所拝借年符上納につき 書付)	宝永5年11月22日	小貴勤兵衛・杉山七右衛門	大山田村肝煎
132	130	(御種實作食上納につき書 付)	宝永5年3月3日	川野基左衛門・片岡幸右衛門	大山田村肝煎
133	131	(論馬代上納受取書)	宝永2年11月13日	赤須治部助	大山田村肝煎
134	132	(銀預り手形)	宝永6年6月29日	角館口町伝兵衛	柳原仁兵衛
135	133	(御種實作食受取手形)	宝永7年3月26日	折内他	大山田村肝煎
136	134	(御種實作食上納請取手形)	宝永4年7月26日	豊嶋太助兵衛	大山田村肝煎
137	135	(論馬代上納受取書)	宝永4年12月19日	田崎助左衛門	大山田村肝煎
138	136	(論馬代上納受取書)	宝永7年10月14日	田崎助左衛門	大山田村肝煎
139	137	(論馬代上納受取書)	宝永元年11月朔日	田崎助左衛門	大山田豊成村肝煎
140	138	(野嶋菅納目録算用帳共請 取書)	宝永4年11月朔日	豊成村肝煎新右衛門 他2名	大山田村肝煎三右衛門
141	139	(御墨印并御奏録同寺杜御 合判共請取書)	宝永4年11月朔日	豊成村肝煎新右衛門 他2名	大山田村肝煎三右衛門
142	140	寛(豊成村諸寛)	天和2年4月23日	豊成村肝煎三右衛門 他3名	高山与惣右衛門他3名
143	141	正徳四午年御皆済目録	正徳5年10月25日	御代官江橋友右衛門	大山田村肝煎三右衛門
144	142	寛(論馬代につき被仰渡)	正徳6年2月16日		
145	143	(酒出孫裕郎御知行分の寛)	正徳5年4月晦日	大山田村肝煎三右衛門 他2名	嶋田七兵衛他2名
146	144	(せり馬代上納受取書)	正徳3年10月25日	大塚	大山田村肝煎
147	145	(論馬代銀上納受取書)	正徳2年11月17日	小村藤右衛門	大山田村肝煎
148	146	(論馬代上納受取書)	正徳元年10月23日	赤須治部助	大山田村肝煎
149	147	(西戌同年御種實作食米上 納手形)	正徳6年3月25日	折内奥右衛門他3名	大山田村肝煎
150	148	(西戌同年御種實作食米上 納手形)	正徳5年5月3日	谷崎郷右衛門他3名	大山田村肝煎
151	149	(西戌同年御種實作食米上 納手形)	正徳4年5月12日	石井又左衛門他3名	大山田村肝煎
152	150	(西戌同年御種實作食米上 納手形)	正徳3年4月10日	御殿権右衛門他3名	大山田村肝煎
153	151	(西戌同年御種實作食米上 納手形)	正徳2年4月25日	米川隼人他3名	大山田村肝煎
154	152	(当辰年五斗米代銀受取書) 〔当焼月分〕	正徳2年12月10日	八木下平介他3名	御本田大山田村肝煎
155	153	(卯年五斗米代銀受取書)	正徳2年4月10日	米川隼人他3名	大山田村肝煎
156	154	(辰年五斗米代銀受取書) 〔三月分〕	正徳3年4月10日	小沢五右衛門他3名	大山田村肝煎
157	155	(卯年五斗米代銀受取書) 〔御本田分〕	正徳元年極月5日	川尻牛之助他3名	大山田村肝煎
158	156	(巳年五斗米代銀受取書) 〔十二月分〕	正徳3年12月12日	石井又左衛門他3名	大山田村肝煎
159	157	(巳年五斗米代銀受取書) 〔三月五分分〕	正徳4年5月12日	八代惣左衛門他3名	大山田村肝煎
160	158	(辰年五斗米代銀受取書)	正徳3年壬戌5月13日	小沢五右衛門他3名	大山田村肝煎
161	159	(午年五斗米代銀受取書) 〔十二月分〕	正徳4年12月13日	岡崎郷右衛門他3名	大山田村肝煎
162	160	(午年五斗米代銀受取書) 〔三月五分分〕	正徳5年5月6日	鎌田伊左衛門他3名	大山田村肝煎
163	161	(未年五斗米代銀受取書) 〔極月分〕	正徳5年12月22日	小野岡郷右衛門他3名	大山田村肝煎

No	目録 №	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
164	162	(未年五斗米代銀受取書) 〔三月五分分〕	正徳6年3月27日	折内奥右衛門他3名	大山田村肝煎
165	163	(卯年五斗米代銀受取書) 〔五月分〕	享保9年6月16日	石井嘉右衛門他3名	大山田村肝煎
166	164	(辰年五斗米代銀受取書) 〔五月分〕	享保10年7月25日	関五郎左衛門他3名	大山田村肝煎
167	165	(辰年五斗米代銀受取書) 〔三月分〕	享保10年4月14日	堀尾藤左衛門他3名	大山田村肝煎
168	166	(卯年五斗米代銀受取書) 〔三月分〕	享保9年6月16日	石井嘉右衛門他3名	大山田村肝煎
169	167	(寅年五斗米代銀受取書)	享保8年7月5日	渡部介左衛門他3名	大山田村肝煎
170	170	(丑年五斗米代銀受取書) 〔五月分〕	享保6年9月29日	牛丸一郎右衛門他3名	大山田村肝煎
171	171	(寅年五斗米代銀受取書)	享保9年12月20日	中村三右衛門他2名	大山田村肝煎
172	172	(卯年五斗米代銀受取書) 〔十二月分〕	享保9年2月24日	石井嘉右衛門他3名	大山田村肝煎
173	173	(戌年五斗米代銀受取書)	享保3年12月16日	舟坂伊兵衛他3名	大山田村肝煎
174	174	(五斗米代銀受取書)〔当十 月分〕	享保4年12月16日	林善角他3名	大山田村肝煎
175	175	(子年五斗米代銀受取書) 〔丑三月分〕	享保6年9月29日	牛丸一郎右衛門他3名	大山田村肝煎
176	176	(子年五斗米代銀受取書) 〔極月分〕	享保6年正月13日	中川庄右衛門他3名	大山田村肝煎
177	177	(丑年五斗米代銀受取書)	享保7年7月27日	北条藤左衛門他3名	大山田村肝煎
178	178	(戌年五斗米代銀受取書)	享保4年3月29日	田中九郎右衛門他3名	大山田村肝煎
179	179	(子年五斗米代銀受取書) 〔五月分〕	享保5年4月10日	小田内武左衛門他3名	大山田村肝煎
180	180	家普請之節酒代口之寛 〔新家持 作兵衛〕	享保20年3月	作兵衛	
181	181	家普請之節万申請け候事	享保20年4月2日		
182	182	大山田村惣郷高御藏分給分 共書分	享保元年8月		
183	183	(子年寅年小役銀受取書)	享保17年12月20日	籠谷舍人	大山田村肝煎三右衛門・同村百性中
184	184	(物成米小役銀受取書)	享保10年12月27日	籠谷半十郎	大山田村肝煎三右衛門・同村百性中
185	185	正保三年之御帳之内捨り高	享保11年正月29日	大山田村肝煎三右衛門・同村老百性佐五右衛門	館岡武兵衛他2名
186	186	(巳年五斗米代銀受取書)	享保11年8月2日	小貫山治左衛門他3名	大山田村肝煎
187	187	(未年五斗米代銀受取書) 〔申五月分〕	享保12年7月11日	松本久左衛門他3名	大山田村肝煎
188	188	(未年物成小役銀受取書)	享保12年霜月10日	桜田作左衛門	猿田村三右衛門
189	189	(五斗米代銀受取書)〔戌三 月分〕	享保15年4月13日	打越久米左衛門他3名	大山田村肝煎
190	190	(巳年五斗米代銀受取書) 〔三月分〕	享保11年4月27日	小貫山次左衛門他3名	大山田村肝煎
191	191	(未年五斗米代銀受取書)	享保13年4月9日	林角右衛門他3名	大山田村肝煎
192	192	御本帳〔正保三年〕	享保11年正月29日	大山田村三右衛門・同村老百性佐五右衛門	館岡武兵衛他2名
193	193	寛(御代地持領書付)	享保14年2月2日	小貫山惣兵衛	

No.	目録 No.	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
194	194	〔物成米代受取書〕〔来辰年より未年迄四分年之分〕	享保20年12月25日	籠谷舎人	大山田村肝煎三右衛門・同村百性中
195	195	番水之寛〔分水目録につき〕	享保17年5月23日	大山田村惣百姓	肝煎
196	196	秋田豊嶋之内大山田村御候保14年2月2日)	正保3年9月25日(享保14年2月2日)	打口塩又兵衛	
197	197	〔丑年物成小役銀受取書〕	享保18年10月29日	細谷久平	大山田村三右衛門
198	198	〔御薪銀請取書〕	貞享元年10月		
199	199	〔御薪銀請取書〕	享保13年12月18日	大平堀之内村山代嘉平治・同村肝煎利左衛門	大山田村肝煎三右衛門・同村老百性仁兵衛
200	200	〔御薪銀請取書〕	享保15年12月10日	大平堀之内村山代嘉平治・同村肝煎利左衛門	大山田村肝煎三右衛門・同村老百性衆中
201	201	〔御薪銀請取書〕	享保12年12月17日	大平堀之内村山代嘉平治・同村肝煎利左衛門	大山田村肝煎三右衛門・同村老百性衆中
202	202	〔御薪銀請取書〕	享保14年12月10日	寺中堀之内村肝煎利左衛門・同村山頭嘉平治	大山田村肝煎三右衛門・同村老百性仁兵衛
203	203	〔御薪銀請取書〕	享保16年12月20日	寺中堀之内村山代嘉平治・同村肝煎利左衛門	大山田村肝煎・同村老百性衆中
204	204	寛(秋田六郡惣高)〔三拾四万千四拾六石六升七合〕	享保10年6月4日		
205	205	書(神領幸道心者無御座の書付)〔親書堂・御伊勢堂〕	享保16年6月16日	大山田村肝煎三右衛門・同村老百姓彦兵衛	後藤伊左衛門
206	206	申年物成米小役銀皆済寛〔大山田村久右衛門分〕	享保13年10月16日	細谷久平	大山田村久右衛門
207	207	〔申年物成米小役銀皆済寛〕〔三右衛門分〕	享保16年12月21日	細谷久平	大山田村久右衛門
208	208	〔物成米小役銀受取書〕〔大山田村久右衛門分〕	享保15年9月15日	細谷久平	大山田村久右衛門
209	209	〔小役銀受取寛〕〔長四郎分〕	享保20年9月7日	細谷久平	大山田村三右衛門
210	210	〔物成米小役銀受取寛〕〔長四郎分〕	享保19年10月16日	細谷久平	猿田村長四郎
211	211	〔西年物成米小役銀皆済寛〕〔久右衛門分〕	享保14年閏9月18日	細谷久平	大山田村久右衛門
212	212	〔未年物成米小役銀皆済寛〕〔大山田村久右衛門分〕	享保13年10月16日	細谷久平	大山田村久右衛門
213	213	〔受合手形につき書付〕	享保7年11月7日	籠谷半十郎	大山田村肝煎三右衛門・同村物百中
214	214	〔未年物成米小役銀受取高につき書付〕	享保6年9月24日	籠谷半十郎	大山田村肝煎三右衛門他2名
215	215	〔子年物成小役銀受取皆済寛〕〔三右衛門分〕	享保17年10月2日	細谷久平	大山田村肝煎三右衛門
216	216	〔未年物成米小役銀受取皆済寛〕〔三右衛門分〕	享保6年9月24日		
217	217	〔午年五斗米代銀請取寛〕〔極月分〕	享保11年極月25日	中村弥右衛門他3名	大山田村肝煎
218	218	〔戌年物成小役銀皆済寛〕	享保16年8月20日	寺崎助之丞	大山田村三右衛門
219	219	寛(大山田村林野沢新林下私につき書付)	享保6年2月6日	湊伊兵衛・豊田弥五右衛門	大山田村肝煎
220	220	〔当高書上〕	享保18年8月29日	近藤宇兵衛	大山田村肝煎
221	221	〔子年物成小役銀受取皆済寛〕〔長四郎分〕	享保17年9月26日	細谷久平	猿田村長四郎

No.	目録 No.	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
222	222	〔丁銀借用につき請合依頼寛〕〔大川市兵衛より借用につき〕	享保13年10月27日	太田儀右衛門	大山田村肝煎三右衛門・同村老百性彦兵衛
223	223	〔物成米小間物成小役銀共皆済寛〕	享保12年12月25日	完戸勤四郎	猿田村三右衛門
224	224	〔戊切手〕	享保6年12月25日	大山田村三右衛門	柳原治左衛門
225	225	〔五斗米代受取寛〕〔酉年三五月分〕	享保2年5月16日	松元久右衛門他3名	大山田村肝煎
226	226	〔五斗米代受取寛〕〔申年極月分〕	享保元年12月16日	沢畑嘉助他3名	大山田村肝煎
227	227	〔物成小役銀皆済寛〕〔戌年分〕	享保15年11月12日	細谷久平	猿田村長四郎
228	228	〔小役銀受取寛〕〔酉年分〕	享保14年10月10日	内蔵之助	古野村三右衛門
229	229	〔銭請取寛〕	享保16年2月20日	細谷久平	大山田村三右衛門
230	230	〔物成米受取寛〕	享保16年3月8日	籠谷舎人	大山田村左五右衛門
231	231	〔物成米受取寛〕	享保16年3月8日	籠谷舎人	大山田村長五郎
232	232	〔子年物成小役銀皆済寛〕	享保19年5月25日	太田百平	河辺郡大山田村三右衛門
233	233	〔亥年物成小役銀皆済寛〕	享保17年3月27日	芳賀金兵衛	川部郡古野村三右衛門
234	234	〔酉戌年物成小役銀皆済寛〕	享保16年2月29日	芳賀金兵衛	古の村三右衛門
235	235	〔戌年物成小役銀皆済寛〕	享保16年3月24日	太田兵馬	河辺郡大山田村肝煎三右衛門
236	236	〔酉年物成小役銀皆済寛〕	享保14年12月10日	寺崎專九郎	大山田村三右衛門
237	237	〔亥年物成小役銀皆済寛〕	享保17年2月13日	寺崎助之丞	大山田村三右衛門
238	238	〔巳年論馬代銀受取寛〕	享保11年11月3日	川井文左衛門	大山田村肝煎
239	239	〔酉年五斗米代銀受取寛〕	享保2年12月19日	根元四郎右衛門他3名	大山田村肝煎
240	240	〔酉年五斗米代銀受取寛〕	享保3年5月29日	赤尾関吉左衛門他3名	大山田村肝煎
241	241	〔酉年五斗米代銀受取寛〕	享保3年2月29日	菊地十左衛門他3名	大山田村肝煎
242	242	〔酉年物成米請取寛〕	享保14年10月10日	内蔵之助	古野村三右衛門
243	246	〔申年論馬代銀受取寛〕	享保14年11月14日	川井文左衛門	大山田村肝煎
244	247	〔未年論馬代銀受取寛〕	享保13年10月24日	竹内主餘	大山田村肝煎
245	248	〔春・垣銀請取寛〕	享保14年3月19日	細谷久平	大山田村三右衛門
246	249	〔春・垣銀受取寛〕	享保15年2月11日	細谷久平	猿田村長四郎・大山田村久右衛門
247	250	〔春・垣銀受取寛〕	享保13年4月7日	細谷久平	大山田村三右衛門
248	251	〔物成受取寛〕	享保16年3月8日	籠谷舎人	大山田村八左衛門
249	252	〔物成受取寛〕	享保16年3月8日	籠谷舎人	大山田村三右衛門
250	253	〔巳年五斗米代銀請取寛〕〔十二月分〕	享保10年12月19日	小貴山治左衛門他3名	大山田村肝煎
251	254	〔物成小役銀小間物皆済寛〕	享保11年12月25日	完戸勤四郎	猿田村三右衛門
252	255	〔午年五斗米代銀請取寛〕〔五月分〕	享保12年7月6日	中村弥右衛門他3名	大山田村肝煎
253	256	〔物成米小役銀小間物成皆済寛〕	享保16年12月25日	完戸勤四郎	猿田村三右衛門
254	257	〔物成米小役銀小間物成皆済寛〕	享保15年12月20日	完戸勤四郎	猿田村三右衛門

No.	目録 No.	表 題【 内 容 】	年 代	作 成 者	宛 名
255	258	年季二相渡申田地証文之事	元文5年3月2日	大山田村田地渡主長之助他2名	黒沢五左衛門
256	259	田地上ヶ預置申証文之事	元文5年3月2日	大山田村田地預り主久左衛門他2名	黒沢五左衛門
257	260	〔午年物成小役銀請取覺〕〔長四郎分〕	元文3年9月28日	細谷久平	猿田村長四郎
258	261	〔午年物成小役銀請取覺〕〔三右衛門分〕	元文3年11月17日	細谷久平	大山田村三右衛門
259	262	〔物成米小役銀皆濟覺〕	元文3年12月25日	完戸勘四郎	猿田村三右衛門
260	263	〔巳年物成小役銀請取皆濟覺〕〔三右衛門分〕	元文3年9月27日	細谷久平	大山田村三右衛門
261	264	〔辰年物成小役銀受取皆濟覺〕〔長四郎分〕	元文元年10月22日	細谷久平	猿田村長四郎
262	265	元文三年分	寛保3年5月13日	青木直右衛門他3名	大山田村肝煎
263	266	〔午年小役銀皆濟覺〕	元文3年極月6日	桜田作左衛門	猿田村三右衛門
264	267	〔辰年物成小役銀皆濟覺〕	元文元年11月20日	桜田作左衛門	猿田村三右衛門
265	268	寛〔大山田村御給分当高家数馬数書上覺〕	元文3年10月27日	大山田村肝煎三右衛門他3名	国安之助
266	269	元文元巳年分	寛保3年5月13日	青木直右衛門他3名	大山田村肝煎
267	270	元文二巳年分	寛保3年5月13日	青木直右衛門他3名	大山田村肝煎
268	271	元文五申歲分	寛保3年5月13日	青木直右衛門他3名	大山田村肝煎
269	272	寛〔巳年指上米受取覺〕	元文2年閏11月9日	大関久右衛門、勘川八十郎	大山田村肝煎
270	273	元文四年分	寛保3年5月13日	秋本彦兵衛他2名	大山田村肝煎
271	274	御作食御賞米奉願候覺	元文3年2月19日	大山田村肝煎三右衛門、同村老百性嘉右衛門	武藏理右衛門
272	275	御作食御賞米奉願候覺	元文3年2月19日	大山田村肝煎三右衛門、同村長百性佐五右衛門	武藏理右衛門
273	276	御賞米預り置申証文之事	元文3年2月19日	大山田村肝煎三右衛門他2名	武藏理右衛門
274	277	〔午年物成小役銀皆濟覺〕	元文4年正月11日	勘左衛門	さる田村三右衛門
275	278	〔未年物成小役銀皆濟覺〕	元文5年正月11日	勘左衛門	猿田村三右衛門
276	279	〔物成米小役銀請取皆濟覺〕	元文2年12月25日	完戸勘四郎	さる田村三右衛門
277	280	〔巳年物成小役銀皆濟覺〕	元文3年正月11日	勘左衛門	猿田村三右衛門
278	281	延享三貢年分	宝暦2年4月3日	安部宅兵衛他2名	大山田村肝煎
279	282	切支丹御願御用定目録	延享3年6月11日	籠谷久三郎	大山田村肝煎三右衛門、同村惣百性中門
280	283	〔物成小役銀皆濟覺〕〔元文5年上り延享元年末で5力年分〕	延享2年5月17日	油屋惣右衛門宿中村弥五右衛門	大山田村肝煎三右衛門
281	284	〔寅暮御入付御薪原打代受覺〕	延享4年10月20日	油屋惣右衛門宿中村弥五右衛門	大山田村肝煎三右衛門
282	285	〔丑暮御入付御薪原打代受覺〕	延享3年10月21日	油屋惣右衛門宿中村弥五右衛門	大山田村肝煎三右衛門
283	286	年季相渡申田地証文之事	延享4年12月20日	大山田村田地渡主五右衛門、同村肝煎聯合三右衛門	当村嘉右衛門
284	287	〔丑年物成小役銀受取皆濟覺〕	延享2年12月10日	曹又強左衛門	大山田村肝煎三右衛門他5名
285	288	〔子年論馬代銀受取覺〕	延享2年11月4日	清水万四郎	大山田村肝煎
286	289	寛〔子年指上米請取覺〕〔小貴山忠兵衛〕	延享3年11月15日	高根殿殿右衛門、山崎久五郎	河辺郡大山田村肝煎

目録 No.	表 題【 内 容 】	年 代	作 成 者	宛 名
287	(田地上り米借用証文)	延享4年11月20日	大山田村久兵衛・同村 受合長兵衛	当村肝煎三右衛門
288	(肝煎勘左衛門論馬代銀まよ いの様につき書付証文)	延享2年11月13日	猿田村肝煎勘左衛門 他10名	鐵延御百性衆中
289	寛延二巳年分	宝暦2年4月3日	安都宅兵衛他2名	大山田村肝煎
290	永代相違申田地証文之事	寛延2年12月2日	大山田村田瀬主太左 衛門他2名	当村三之丞
291	(卯年論馬代受取寛)	寛延元年閏10月18 日	永井新左衛門	大山田村肝煎
292	(巳年物成小役銀皆済寛)	寛延3年正月20日	籠谷弁之助	大山田村藤右衛門
293	(巳年物成小役銀皆済寛)	寛延3年正月20日	籠谷弁之助	大山田村長太郎
294	(巳年物成小役銀皆済寛)	寛延3年正月20日	籠谷弁之助	大山田村肝煎三右衛門
295	(巳年物成小役銀皆済寛)	寛延3年正月20日	籠谷弁之助	大山田村佐五右衛門
296	(巳年物成小役銀皆済寛)	寛延3年正月20日	籠谷弁之助	大山田村藏右衛門
297	(巳年物成小役銀皆済寛)	寛延3年正月20日	籠谷弁之助	大山田村与吉
298	乍恐口上書を以奉願候事	寛保2年正月14日	大山田村肝煎三右衛 門他4名	秋保与惣右衛門・草刈 十右衛門
299	相定申書付之事(春馬調御 宿之様)	寛保2年3月27日		
300	寛(林取立につき寛)	正徳2年4月14日		
301	(先納手形)	宝暦元年12月7日	籠谷弁之助・小野岡弥 織	大山田村肝煎三右衛 門・同百性中
302	(物成小役銀皆納寛)	宝暦10年2月5日	籠谷内蔵	大山田村肝煎三郎兵 衛他4名
303	(当作食拝借米利足之分相 渡の寛)	宝暦6年5月15日	籠谷内蔵	大山田村肝煎三右衛 門
304	(物成小役銀皆済寛)	宝暦7年12月3日	籠谷内蔵	大山田村肝煎三右衛 門
305	(物成小役銀皆済寛)	宝暦6年12月21日	籠谷内蔵	大山田村肝煎三右衛 門
306	(亥年物成小役銀皆済寛)	宝暦5年12月20日	籠谷内蔵	大山田村肝煎三右衛 門
307	(毛引高寛)	宝暦5年9月11日	籠谷内蔵	大山田村肝煎三右衛 門
308	(先納手形)	宝暦2年7月26日	籠谷弁之助・小野岡弥 織	大山田村肝煎三右衛 門・同村百姓中
309	(物成小役銀皆済寛)	宝暦13年12月25日	籠谷内蔵	大山田村肝煎三郎兵 衛他4名
310	(物成小役銀皆済寛)	宝暦11年極月15日	籠谷内蔵	大山田村肝煎三郎兵 衛他4名
311	(物成小役銀皆済寛)	宝暦12年12月20日	籠谷内蔵	大山田村肝煎三郎兵 衛他5名
312	(小役銀受取寛)	宝暦12年11月15日	籠谷内蔵	大山田村惣百姓中
313	(丑年分物成小役銀皆済寛)	宝暦8年2月20日	菅又郷左衛門	大山田村肝煎三右衛 門・同村惣百姓中
314	(物成小役銀受取寛綴)	宝暦4年〜同6年・同 12年・同13年	細谷多四郎他	猿田村三右衛門
315	寛(年寄銀上納寛)	宝暦13年霜月3日	石塚弥一左衛門	大山田村肝煎
316	(未年物成小役皆済寛)	宝暦2年2月23日	菅又郷左衛門	川辺郡之内大山田村 肝煎三右衛門・惣百姓 中
317	預申錢之事	宝暦4年11月23日	大山田村預り主佐五右 衛門他4名	伝法寺様取次辻伊兵 衛
318	(午藏物成小役銀皆済寛)	宝暦2年2月23日	菅又郷左衛門	川辺郡之内大山田村 肝煎三右衛門・惣百姓 中
319	(寅年物成小役銀皆済寛)	宝暦3年12月20日	籠谷内蔵	大山田村肝煎三右衛 門他4名

No	目録 No	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
320	323	(米借用証文)(前欠)	宝暦5年11月20日	大山田村頼り又多左衛門・同村帳ふた肝煎受合三右衛門	十三夜御頭衆中・岩崎藤左衛門
321	324	(午未年分物成小役銀皆済)	宝暦2年正月26日	菅又郷左衛門	大山田村肝煎三右衛門・同村百性中
322	325	(未年物成米先納受取覚)	宝暦13年6月20日		川辺郡大山田村肝煎三郎兵衛
323	326	乍恐以口上書奉願上候御事(肝煎役権御免并跡肝煎につき願書)	宝暦8年2月3日	大山田村長百性彦兵衛他3名	折内基左衛門
324	327	(田地受返証文)	宝暦9年2月11日	籍谷内蔵	大山田村肝煎三右衛門・同村惣百姓中
325	328	(米借用証文)	宝暦13年6月28日	川辺郡大山田村肝煎三郎兵衛	十二夜御頭衆中
326	329	(御備米御賃米受取覚)	宝暦11年～明和7年	牛嶋村肝煎	大山田村肝煎
327	330	乍恐以口上書奉願上候御事(毛引願)	明和6年8月15日	大山田村肝煎三右衛門他3名	折内基左衛門
328	331	合判受留覚	明和7年2月18日	大山田村肝煎三右衛門他2名	折内基左衛門
329	332	先墨印高之覚	天和3年12月		
330	333	(玄米預置証文)	明和元年閏12月6日	川辺郡大山田村肝煎三郎兵衛他3名	水戸郡円之丞・廿一夜御頭衆中
331	334	(切支丹御調御用御受取)	明和3年6月20日	折内基左衛門	牛嶋村肝煎
332	335	伊勢物語(写)	明和3年6月7日(正徳5年)	大山田村嵯峨嘉吉	
333	336	(已年分先納物成小役銀受取覚)	明和9年10月20日	菅又郷左衛門他2名	川辺郡大山田村肝煎三右衛門他3名
334	337	(物成小役銀皆済覚)	明和8年12月	籍谷縫殿	川辺郡大山田村三郎兵衛他2名
335	338	(酉年分物成小役銀皆済覚)	明和2年12月3日	菅又郷左衛門	大山田村肝煎三郎兵衛・同惣百姓中
336	339	(酉年論馬代上納受取覚)	明和3年10月21日	石塚弥一左衛門	大山田村肝煎
337	340	(馬壹疋代銀受取覚)	明和4年5月18日	石井弥五右衛門	大山田村肝煎
338	341	(物成小役銀皆済覚)	明和3年12月25日	矢戸四郎兵衛	猿田村三郎兵衛
339	342	(寅年論馬代銀上納受取覚)	明和8年12月14日	小松仁左衛門	大山田村肝煎
340	343	(丑年論馬代銀上納受取覚)	明和7年11月28日	竹内主税	大山田村肝煎
341	344	(子年論馬代銀上納受取覚)	明和6年12月25日	斎藤治左衛門	大山田村肝煎
342	345	(卯年論馬代銀上納受取覚)	明和9年4月12日	斎藤治左衛門	大山田村肝煎
343	346	(馬數六疋代銀受取覚)	明和9年3月19日	清水嘉右衛門	大山田村肝煎
344	347	乍恐以口上書ヲ奉願上候御事(肝煎役権御免并跡肝煎につき願書)	安永8年10月	大山田村長百姓彦兵衛他3名	小野崎才治
345	348	乍恐以口上書ヲ奉願上候御事(肝煎役権御免并跡肝煎につき願書)	安永8年10月9日	大山田村長百姓彦兵衛他3名	小野崎才治
346	349	(戌年分物成小役銀皆済手形)	安永7年12月22日	菅又東右衛門	大山田村肝煎三右衛門・弥左衛門
347	350	(已年物成小役銀皆済覚)	安永3年2月5日	菅又祐之助	大山田村肝煎三右衛門他8名
348	351	(辰年論馬代銀上納受取覚)	安永2年11月27日	竹内主税	大山田村肝煎
349	352	(鷗武羽輝卿代受取覚)	安永8年12月8日	猿田村肝煎	大山田村肝煎
350	353	(物成米受取覚)	嘉永3年8月11日	籍谷隆之進	大山田村三右衛門

No	目録 No	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
351	354	(已年論馬代上納請取覚)	安永4年10月4日	小松仁左衛門	大山田村肝煎
352	355	(郷境取替し手形)(北野田高野村と大山田村)	天明2年11月16日	北野田高野村仮肝煎長兵衛他3名	大山田村肝煎三右衛門他2名
353	356	(物成小役銀皆済覚)	天明7年12月	籍谷縫殿	大山田村三右衛門他2名
354	357	(米受取覚)	天明7年12月24日	籍谷縫殿	大山田村久兵衛
355	358	(米受取覚)	天明7年12月25日	籍谷縫殿	大山田村佐兵衛
356	359	(米受取覚)	天明7年12月27日	籍谷縫殿	大山田村三右衛門
357	360	乍恐以書付奉申上候御事(肝煎重右衛門先租由来書)	享和元年8月朔日	大山田村肝煎重右衛門他3名	大越小助他2名
358	361	上(毛見願書)	享和2年8月	大山田村肝煎重右衛門他2名	国安小左衛門
359	362	証文之事(山永代売渡証文)	寛政11年6月2日	大山田村山永主久兵衛他2名	小野崎尊藏内高藤久治・小野崎主馬
360	363	証文事(米借用につき)	寛政6年閏11月27日	河辺郡大山田村三右衛門	
361	364	(米借用証文添書)	寛政6年閏11月27日	大越小助	大山田村肝煎三右衛門
362	365	(欠落御訴詔願)(久三郎欠落につき)	寛政10年5月	大山田村親類長太郎・同嘉右衛門	当村肝煎重右衛門・同長百性中
363	366	(御収納銀皆済以前自分借方返済有之間敷帳の書)	寛政10年10月	大越小助	
364	367	(八拾歳以上之男女且因窮成り之者書上)	寛政9年9月	大山田村肝煎重右衛門他2名	大越小助
365	368	(子年分論馬代銀請取覚)	寛政4年12月21日	石井武右衛門	大山田村肝煎
366	368-2	子年分論馬代銀請取覚	寛政4年子11月26日	石井武右衛門	大山田村肝煎
367	368-3	子年分論馬代銀請取覚	寛政4年子11月6日	石井武右衛門	大山田村肝煎
368	369	(子年分論馬代銀受取覚)	寛政5年10月18日	石井武右衛門	大山田村肝煎
369	370	(子年分論馬代銀受取覚)	寛政5年9月26日	石井武右衛門	大山田村肝煎
370	370-2	子年分論馬代銀請取覚	寛政5年正月26日	石井武右衛門	大山田村肝煎
371	371	(子年分論馬代銀請取覚)	寛政5年9月2日	石井武右衛門	大山田むら肝煎
372	372	(寛政八年五月十日改御合判)	寛政8年5月10日		
373	373	御制葉合鑑	丁巳(寛政9年)10月		
374	374	合判(小野寺桂之助・山万太郎左衛門)	寛政8年		
375	375	合判(岡谷兵馬)	寛政7年10月		
376	376	合判[大越小助]	文化4年8月		
377	377	上(久三郎父落口上書控)	寛政10年5月13日	河辺郡大山田村肝煎重右衛門他2名	大越小助他2名
378	378	上(重藏父落口上書控)	寛政11年6月4日	河辺郡大山田村肝煎重右衛門・同村長百性佐五右衛門	大越小助他2名
379	379	上(川久願書控)	寛政2年6月15日	河辺郡大山田村総代嘉右衛門	籍谷小左衛門
380	380	河辺郡大山田村御高調帳(郷扣)	寛政7年7月28日	大山田村肝煎三右衛門他2名	高井重右衛門・石川藤右衛門
381	381	河辺郡大山田村上御蔵入高当毛引目録	文化10年9月27日	小泉書兵衛他2名	

No	目録 No	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
382	382	書状(五右衛門藏二付呼出状)	5月19日	御台所差引役所	大山田村肝煎惣右衛門
383	383	(此度御改二付御頼書付)	文化4年5月8日	刈和野御判屋仁七郎・九郎左衛門	
384	384	乍恐以口上書ヲ奉願上候御事(肝煎十右衛門除地につき)	文化4年3月	大山田村肝煎重右衛門他3名	平山三郎兵衛
385	385	河辺郡大山田村指上高当毛引目録	文化10年9月26日	小泉喜兵衛他2名	
386	386	証文(松野茂右衛門へ銭借引用引受の証文)	文化11年4月	太田織部	大山田むら肝煎十右衛門・同村長御百姓中
387	387	(物成小役皆済寛)	文化11年12月朔日	太田織部	大山田むら肝煎十右衛門・同村長御百姓中
388	388	証文(松野茂右衛門へ借用引受の証文)	文化7年4月	太田織部	大山田村肝煎十右衛門・同村長御百姓中
389	389	証文(西年物成小役銀皆済寛)	文化10年11月17日	太田織部	大山田村肝煎十右衛門・同村長御百姓中
390	390	(亥年物成小役銀皆済寛)	文化12年12月26日	太田儀右衛門	川辺郡大山田村肝煎十右衛門・惣御百姓中
391	391	永代二売渡申田地証文之事	文化7年11月28日	大山田村田地売主作十郎・同村長百性彦右衛門	当村肝煎重右衛門
392	392	乍恐以書付ヲ御届ケ奉申上候御事(肝煎重右衛門役儀年数書上)	文化7年6月	大山田村肝煎重右衛門他3名	眞壁兔毛
393	393	(牛嶋村御備蔵上納米受取寛)	文化10年11月29日	御蔵本山崎七兵衛	大山田村肝煎
394	394	(丑年御制葉代皆済寛)	文化14年11月14日	丹内源左衛門	大山田村肝煎
395	395	(西年物成之内上納寛)	文化10年	菅生兵右衛門	御蔵本請取役衆
396	396	(酉年指上米上納寛)	文化10年閏11月7日	秋山礼藏・和久喜左衛門	川辺郡大山田村肝煎
397	397	(戌年差上米上納寛)	文化11年12月16日	福地嘉七郎・長山庄蔵	川辺郡大山田村肝煎
398	398	(指上米上納寛)	文化13年11月2日	山崎七兵衛	大山田村肝煎
399	399	(丑年差上米上納寛)	文化14年11月25日	平山新一郎・長山東蔵	川辺郡大山田村肝煎
400	400	(酉年分之内上納寛)	文化10年閏11月20日	茂又新太郎・大山助右衛門	川辺郡大山田村肝煎
401	401	証文之事(御城附御備銀借引用証文)	文化5年12月	当村借主彦右衛門他4名	当村肝煎重右衛門
402	402	証文(御城附御備銀借用証文)	文化5年12月	当村借主嘉右衛門他3名	当むら肝煎重右衛門
403	403	(寺崎金藏知行上御蔵入の寛)	文化8年4月10日	加藤老之助・根元良蔵	
404	404	乍恐以口上書御訴詔申上候御事(他郷成共罷出手間様ざたき願)			
405	405	(捨り分寛)	文化14年10月16日	林源左衛門他2名	
406	406	(菅又長七郎知行上り知御蔵入の寛)	文化2年9月28日	植尾作兵衛他2名	
407	407	(御制葉合判)	文化14年11月		大山田村
408	408	上(肝煎重右衛門役儀年数書上扣)	文化7年6月5日	大山田村肝煎重右衛門他3名	眞壁兔毛
409	409	上(田地張紙願扣)	文化14年5月5日	大山田村肝煎重右衛門他2名	菅生兵右衛門
410	410	上(知行御扶持等拜領圖書上扣)	文化7年9月	大山田村肝煎重右衛門他3名	眞壁兔毛・平山三郎兵衛

No	目録 No	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
411	411	上(引継休高願扣)	文化2年2月7日	大山田村肝煎重右衛門他2名	籠谷小左衛門
412	412	河辺郡大山田村本田堤築足堀取替共木品人足細普請目論書	文化13年5月	淀川多左衛門	
413	413	御墨印之写并御条目(寛永2年11月御墨印・貞享元年3月御条目)	文化8年2月	川辺郡大山田村嵯峨	
414	414	河辺郡大山田村内毛見帳(控・平沢伝治様分)	文政10年9月	大山田村肝煎嵯峨三右衛門・同村長百性彦右衛門	平沢伝治
415	415	乍恐以口上書ヲ奉申上候(嵯峨三右衛門肝煎役儀年数書上)	文政12年正月11日	大山田村肝煎嵯峨三右衛門・同村長百性彦右衛門	戸沢東
416	416	寛(近郷草領入会につき被仰渡の寛)	文政元年8月12日	大山田村肝煎重右衛門他2名	
417	417	(肝煎役儀御免願)	文政7年6月	大山田村肝煎嵯峨三右衛門他3名	当村長百性衆
418	418	(指上米上納受取寛)	文政元年11月20日	川井忍吉・豊嶋多郎兵衛	川辺郡大山田村肝煎
419	419	(焼失之節洋借米年賦上納寛)	文政元年12月10日	御蔵元山崎七兵衛	大山田村肝煎
420	420	(五斗米代銀年符上納請取寛)	文政元年12月16日	後藤伊左衛門他3名	大山田村肝煎
421	421	(牛嶋村御備土蔵へ米上納寛)	文政元年12月6日	御蔵元山崎七兵衛	大山田村肝煎
422	422	入雲山証文	文政2年6月	二井田村肝煎惣兵衛他5名	大山田村肝煎
423	423	河辺郡大山田村本田堤郷普請木品人足目論見	文政8年6月	小貴山泰吉	
424	424	河辺郡大山田村本田堤郷ふしん木品人足目論見	文政5年3月	貴志昇・薄井伝四郎	
425	425	河辺郡大山田村本田堤郷普請木品人足目論見	文政7年3月	小貴山泰吉・薄井伝四郎	
426	426	河辺郡大山田村本田堤郷普請木品人足目論見	文政5年9月	小貴山泰吉・薄井伝四郎	
427	427	年季相渡申田地証文之事	文政7年12月	大山田村田主肝煎嵯峨三右衛門	当村多左衛門
428	428	証文之事(観音堂社木代払下につぎ)	天保8年正月		長嶺政兵衛・田口新蔵
429	429	(観音堂社木代之内上納受取寛)	天保8年極月29日	国安彦吉・田口新蔵	河辺郡大山田村肝煎
430	430	(観音堂社木代之内上納受取寛)	天保7年12月28日	長嶺政兵衛・田口新蔵	河辺郡大山田村肝煎
431	431	証文之事(観音堂社木代払下につぎ)	天保8年正月	大山田村肝煎嵯峨三右衛門他2名	河辺郡大山田村彦右衛門
432	432	(観音堂社木代之内上納受取寛)	天保8年3月25日	田口新蔵・長嶺政兵衛	田口新蔵・長嶺政兵衛
433	433	観音堂屋根普請品々覚帳	天保13年5月		河辺郡大山田村彦右衛門
434	434	正一位稻荷大明神御堂立替御普請人料覚帳	天保2年8月17日		
435	435	観音堂社木配分帳細控	天保7年		
436	436	河辺郡大山田村郷役書帳	嘉永3年・文久4年	大山田村肝煎嵯峨三右衛門他3名	

No	目録 No	表 題〔内 容〕	年 代	作 成 者	宛 名
437	437	〔被控下候種級代の覚〕〔大 山田村〕	天保14年11月	松本仁助他4名	
438	438	郷証	慶応4年3月	古野村肝煎喜一郎他2 3名	
439	439	合判	嘉永5年3月改		
440	440	〔諸勅進御合判御判紙の覚〕	嘉永5年		
441	441	〔御割合人馬代受取覚〕	安政6年12月29日	佐馬役処	大山田村肝煎
442	442	〔錢上納請取覚〕	安政3年12月9日	清水惠蔵	大山田村肝煎
443	443	〔錢上納受取覚〕	安政5年5月	清水惠蔵	大山田村肝煎
444	444	〔御備米井指上春農米共上 納受取覚〕	安政4年12月19日	江畑要助	大山田村肝煎
445	445	〔御薪尻打上納請取覚〕	安政2年12月22日	清水惠蔵	大山田村肝煎
446	446	〔錢上納請取〕	安政2年12月28日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
447	447	〔年指上高覚〕	安政5年10月18日	籠谷隆之進内升口久	大山田村嘉右衛門
448	448	〔辰年御高割銀上納請取覚〕	安政3年9月29日	芹田市郎兵衛他2名	大山田村肝煎
449	449	〔当春春郡割銀上納請取覚〕	安政2年12月22日	清水惠蔵	大山田村肝煎
450	450	〔郡方御物成上納請取覚〕	安政3年12月17日	安井養之助	大山田村肝煎
451	451	〔差上米上納請取覚〕	安政3年12月17日	安井養之助	大山田村肝煎
452	452	〔未年御薪尻打錢上納受取 覚〕	安政6年12月26日	清水惠蔵	大山田村肝煎
453	453	〔巳春春郡割銀上納受取覚〕	安政5年12月24日	清水惠蔵	大山田村肝煎
454	454	〔郡方爲御物成米上納請取 覚〕	安政2年12月9日	川又助之進	大山田村肝煎
455	455	〔役銀上納請取覚〕	安政6年4月	吉川昇	大山田村肝煎
456	456	〔春農返上米上納請取覚〕	安政5年12月26日	江畑要助	大山田村肝煎
457	457	〔当春春郡割上納受取覚〕	安政6年12月17日	清水惠蔵	大山田村肝煎
458	458	〔郡方指上米上納覚〕	安政5年12月21日	江畑要助	大山田村肝煎
459	459	〔当春春郡割上納覚〕	安政7年3月17日	清水惠蔵	大山田村肝煎
460	460	〔御備高井指上米上納覚〕	安政6年12月19日	江畑要助	大山田村肝煎
461	461	〔当春春郡割上納受取覚〕	安政4年12月27日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
462	462	〔巳年分御鷹銀井餌穀代皆 済覚〕	安政4年12月18日	猿田村肝煎	大山田村肝煎
463	463	〔初穂料神納覚〕	安政5年3月5日	内官升谷大夫名代	大山田村肝煎
464	464	〔巳年御薪尻打錢上納受取 覚〕	安政4年12月26日	清水惠蔵	大山田村肝煎
465	465	〔錢上納受取皆済覚〕	安政4年12月26日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
466	466	〔当春春郡割上納受取覚〕	安政6年3月28日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
467	467	〔物成米受取覚〕	万延元年12月15日	大越三英	大山田村嵯峨三右衛 門
468	468	〔小役銀受取覚〕	万延元年12月17日	大越三英	大山田村嵯峨三右衛 門
469	469	〔物成米之内糯米受取覚〕	万延元年12月9日	大越三英	大山田村嵯峨三右衛 門
470	470	〔御薪等上納受取覚〕	万延元年12月29日	清水惠蔵	大山田村肝煎
471	471	〔御備物成米差上上納請取 覚〕	万延元年12月17日	川上幾蔵	大山田村肝煎
472	472	〔入料錢上納受取覚〕	万延元年7月5日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
473	473	〔郷夫御給金御薪尻打御給 金共上納受取覚〕	万延元年7月5日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
474	474	〔物成米小役銀受取覚〕	文久3年12月17日	大越三英	大山田村嵯峨三右衛 門
475	475	〔物成米小役錢皆済覚〕	文久2年12月7日	大越三英	大山田村嵯峨三右衛 門
476	476	〔小役銀上納受取覚〕	文久3年12月28日	大越三英	大山田村三右衛門

No	目録 No	表 題〔内 容〕	年 代	作 成 者	宛 名
477	477	〔物成米代上納受取覚〕	文久2年12月	清水惠蔵	大山田むら肝煎
478	478	〔役銀上納請取覚〕	文久元年4月	那珂新五郎	大山田村肝煎
479	479	〔御鷹之御餌代等皆済覚〕	文久元年11月	猿田村肝煎	大山田村肝煎
480	480	〔御備蔵へ米上納覚〕	文久2年11月17日	介河堅蔵	大山田村肝煎
481	481	〔戌年五斗米代銀上納請取 覚〕	文久2年12月5日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
482	482	〔御鷹之御餌代等皆済覚〕	文久2年11月29日	猿田村肝煎	大山田村肝煎
483	483	〔当春春郡割上納受取覚〕	文久元年3月	清水惠蔵	大山田むら肝煎
484	487	〔酉年分御郡方御備高差上 上納覚〕	文久元年12月21日	川上幾蔵	大山田村肝煎
485	488	〔寛(春郡割)等上納請取覚〕	文久2年12月25日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
486	489	〔春郡割)等上納請取覚〕	文久元年12月24日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
487	490	〔酉年寒氣御見舞之入料請 取書〕	文久元年12月	親郷	大山田村肝煎
488	491	〔寛(銀穀皆済覚〕	元治元年12月11日	大越文英	大山田村嵯峨三右衛 門
489	492	〔寛(碗五人前代受納覚〕	元治2年12月15日	林清寺納所	大山田村嵯峨三右衛 門
490	493	〔河辺郡大山田村本田開調帳 〔扣〕	元治元年5月	大山田村肝煎嵯峨三 右衛門他4名	川尻五郎左衛門
491	494	〔寛(寅年分五斗米代銀上納 覚〕	慶応2年12月	清水	大山田むら肝煎
492	495	〔寛(丑年銀穀皆済覚〕	慶応元年12月5日	大越文英	大山田村嵯峨三右衛 門
493	496	〔小役銀受取覚〕	慶応元年12月21日	大越文英	大山田村嵯峨三右衛 門
494	497	〔春農米御備米上納覚〕	慶応2年12月23日	根本嘉門	大山田村肝煎
495	498	〔物成米受取覚〕	慶応2年11月晦日	大越文英	大山田村嵯峨三右衛 門
496	499	〔御用米代銀上納請取覚〕	慶応2年8月12日	御蔵本清水松蔵	大山田村肝煎
497	500	〔寅年御郷役銀上納受取覚〕	慶応2年12月27日	御蔵本遠藤儀八郎	大山田村肝煎
498	501	〔寛(寅年替銀上納請取覚〕	慶応2年6月10日	清水松蔵	大山田むら肝煎
499	502	〔指上銀上納覚〕	慶応2年12月27日	大山田村肝煎 上	
500	503	〔寛(当春春郡割上納請取覚〕	慶応4年5月30日	清水惠蔵	大山田村肝煎
501	504	〔おぼひ(春春郡割上納覚〕	慶応2年3月13日	清水惠蔵	大山田村肝煎
502	505	〔寛(寅年分代錢上納覚〕	慶応2年12月27日	清水松蔵	大山田むら肝煎
503	506	〔卯年分御郷役銀上納受取 覚〕	慶応3年12月26日	御蔵本遠藤儀八郎	大山田村肝煎
504	507	〔卯年郡方御備御物成上納 請取覚〕	慶応3年12月23日	介河堅蔵	大山田村肝煎
505	508	〔金錢受取覚〕	慶応3年2月25日	中西作太夫	大山田むら肝煎
506	509	〔通札受取覚〕	慶応3年7月2日	籠谷隆之進内升口久 兵衛	大山田村嵯峨三郎右 衛門
507	510	〔寅年御用米之内上納受取 覚〕	慶応2年12月24日	中田新三郎	川辺郡大山田村肝煎
508	511	〔大山田村戸数十八家配置 図〕	明治5年	嵯峨三右衛門信貞	
509	512	〔寛(巳年御薪尻打錢上納覚〕	明治2年12月22日	清水惠蔵	大山田村肝煎
510	513	〔辰年錢請取皆済覚〕	明治2年10月11日	清水惠蔵	大山田村肝煎
511	514	〔御鷹之御餌代等皆済覚〕	明治元年12月	猿田村肝煎	大山田村肝煎
512	515	〔巳年御備米差上米上納覚〕	明治2年12月26日	寺崎慶之進	大山田村肝煎

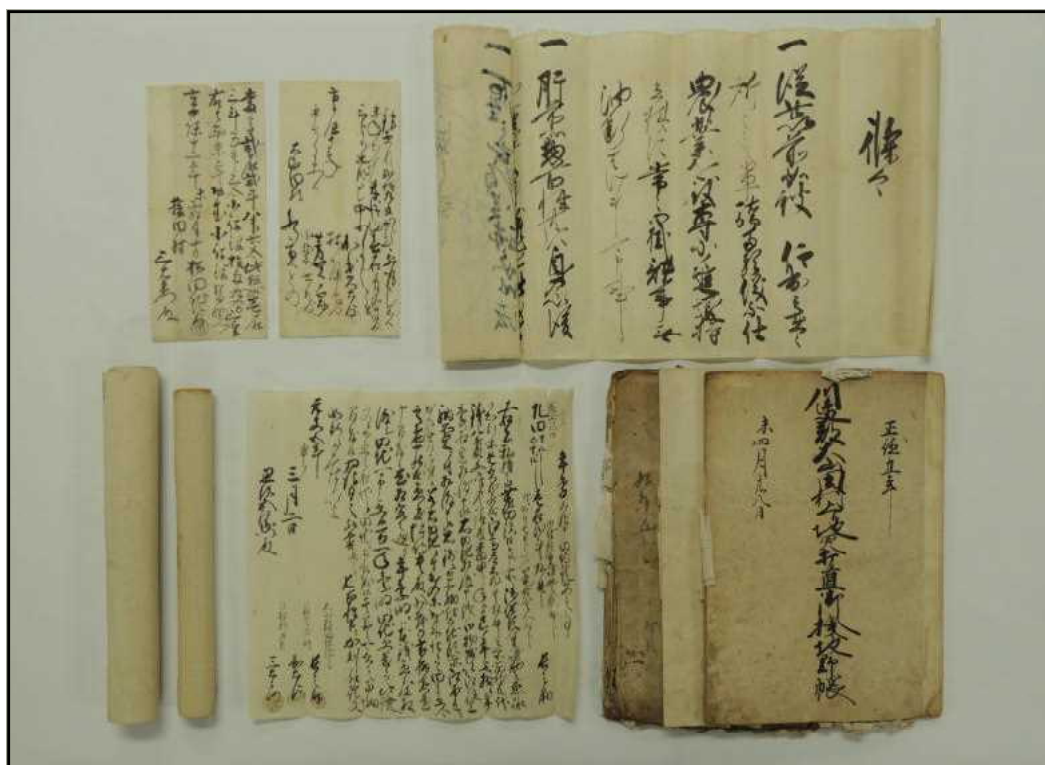
No.	目録 №	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
513	516	(御初穂受納寛)	明治4年5月4日	中西鉄作	
514	517	(銭神納寛)	明治2年6月14日	三 日市太夫次郎名代 中西作太夫	
515	518	(辰年郡方御物成米上納請 取寛)	明治2年正月8日	桜田熊蔵・介河堅蔵	大山田村肝煎
516	519	寛(巳年菅清料等受取寛)	明治2年12月8日	清水惠蔵	大山田村肝煎
517	520	寛(辰年御薪尻打銭上納寛)	明治2年8月4日	清水惠蔵	大山田村肝煎
518	521	寛(午年御収納米之内上納 請取寛)	明治3年閏10月11日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
519	522	寛(午年御郷役銀之内上納 請取寛)	明治3年12月8日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
520	523	寛(御取納米之内郡方へ上 納請取寛)	明治3年11月	清水惠蔵	大山田むら肝煎
521	524	寛(午年御郷役銀之内上納 請取寛)	明治3年閏10月11日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
522	525	寛(役銭札上納請取寛)	明治3年12月28日	清水惠蔵	大山田むら肝煎
523	526	寛(役銀上納寛)〔葦巻村、古 崎村、猿田村、古野村、大山 田村、小山田村〕	明治2年12月26日	清水惠蔵	右村々肝煎
524	527	寛(辰御郷役銀上納請取寛) 〔葦巻村、古崎村、猿田村、古 野村、大山田村、小山田村〕	明治元年12月28日	清水惠蔵	右村々肝煎
525	528	川辺郡大山田村差上高当毛 引目録	天保8年10月	下田甚兵衛他2名	
526	529	川辺郡大山田村上り御蔵入 高当毛引目録	天保8年10月	下田甚兵衛他2名	
527	530	河辺郡大山田村差上高当毛 引目録	天保4年10月	倉光孫兵衛他2名	
528	531	河辺郡大山田村上り御蔵入 高当毛引目録	天保4年10月	倉光孫兵衛他2名	
529	532	河辺郡大山田村指上高当毛 引目録	天保7年9月	岡村源蔵他2名	
530	533	河辺郡大山田村御蔵入高当 引目録	天保7年9月	岡村源蔵他2名	
531	534	川辺郡大山田村上り御蔵入 高当毛引目録	文政8年9月	小松丹右衛門他2名	
532	535	川辺郡大山田村差上高当毛 引目録	文政8年9月	小松丹右衛門他2名	
533	536	河辺郡大山田村上知御蔵入 高当毛引目録	天保3年	下田甚兵衛他2名	
534	537	河辺郡大山田村指上高当毛 引目録	天保3年	下田甚兵衛他2名	
535	538	川辺郡大山田村給分当毛引 高目録	天保4年10月	倉光孫兵衛他2名	
536	539	河辺郡大山田村指上高当毛 引目録	嘉永7年9月	関伊右衛門他2名	
537	540	河辺郡大山田村上り御蔵分 当毛引目録	嘉永7年9月	関伊右衛門他2名	
538	541	河辺郡大山田村上り知御蔵 入高当毛引目録	天保6年9月	下田甚兵衛他2名	
539	542	川辺郡大山田村差上高当毛 引目録	天保6年9月	下田甚兵衛他2名	
540	543	(百姓共他郷へ引越之様につ き願書)〔前久、百姓共困窮に つき願書〕	11月		
541	544	小夜銀御定り之事			
542	545	書状〔神前祈願につき〕	5月	三 日市太夫次郎	三右衛門

No.	目録 №	表 題〔 内 容 〕	年 代	作 成 者	宛 名
543	546	書状〔神前祈願につき〕	5月	三 日市太夫次郎	三郎兵衛
544	547	永代売渡申林証文之事	慶応4年10月	大山田村肝煎嵯峨三 右衛門他4名	当村久三郎
545	548	永代売渡申林証文之事	慶応4年10月	大山田村肝煎嵯峨三 右衛門他4名	当村藤左衛門他3名
546	549	永代売渡申林証文之事	慶応4年10月	大山田村肝煎嵯峨三 右衛門他4名	当村喜兵衛
547	550	永代売渡申林証文之事	慶応4年10月	大山田村肝煎嵯峨三 右衛門他4名	当村藤左衛門
548	551	永代売渡申林証文之事	慶応4年10月	大山田村肝煎嵯峨三 右衛門他4名	当村与三郎
549	552	口上〔親類安達多助・藤長・瀬 重助処へ困窮二付同居願〕		菊池五郎兵衛・長瀬十 助	
550	553	秋田豊嶋之内大山田村御校 地野帳	正保3年9月		
551	554	川辺郡大山田村上り地開打 直御校地野帳	正徳5年4月28日		
552	555	跡部惣兵衛支配処河辺郡大 山田村新開御校地帳〔三番〕	天保10年8月5日		

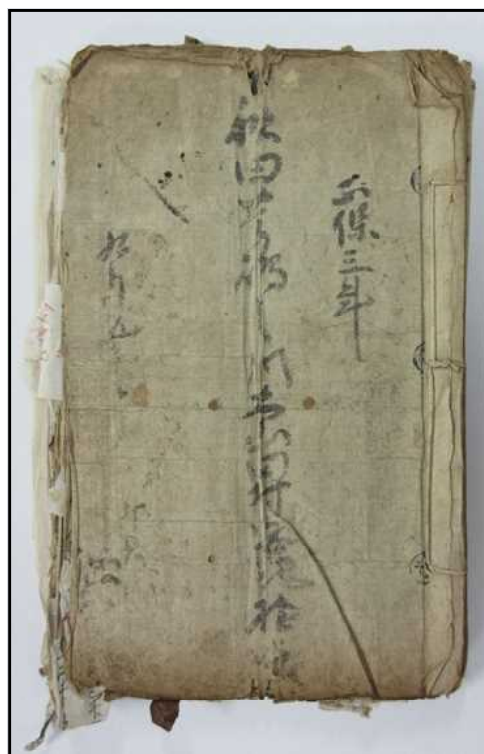


旧大山田村位置図（上北手嵯峨家文書）

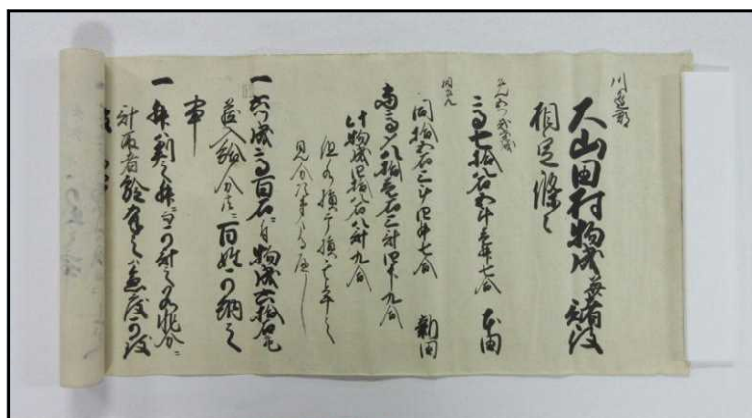
上北手嵯峨家文書



文書の一部



検地野帳（正保3年9月）目録No.553



黒印御定書（宝永2年11月）目録No. 4

「新屋の鹿嶋祭」について

- 1 名 称 新屋の鹿嶋祭
- 2 種 別 無形民俗文化財
- 3 所 在 地 秋田市新屋地内
- 4 保持団体 新屋鹿嶋祭保存会
- 5 説 明

新屋の鹿嶋祭は、新屋地区各町内の厄^{やくばらい}祓いや、子どもの成長祈願のために鹿嶋船を巡行させ、これを流す行事である。かつては、田植後の農閑期に行われていたと伝えられているが、大正以前に旧暦5月5日の端午の節供に行われるようになり、現在は6月の第2日曜日に実施されている。

行事の起源は不明であるが、大正6年(1917)の『河邊郡誌』に記録があり、当時も現在と同じような形式で行われていたことが分かる。しかし、地元では350～400年の歴史があると伝わっており、延宝から宝永年間(1676～1710)の『上肴町記録』^(註2)や、宝永年間(1704～1705)の『川口町丁代文書』^(註3)にある久保田城下の様子や、文化12年(1815)の『秋田風土記』^(註4)にある雄物川流域の様子と共通する部分が多く認められることから、新屋でも江戸時代中期頃から行われていたと推測される。

行事は、端午^{たんご}の節供^{せつく}行事に由来する宵節供^{よいぜつく}や露踏^{つゆふ}みと、鹿嶋流しで構成される。

鹿嶋流しに使用する船は、垂木等で外形を組み、帆・お堂・見返し人形を設けて造られる。この鹿嶋船に、各家々の厄災を移した武者人形を乗せて日吉神社まで巡行し、清めの祓いを受け、再び町内まで巡行し、厄災が祓われたことを知らせる。町内に戻って、鹿嶋船を天龍寺東側の川(古川)に流して行事を終えていたが、現在は、環境に配慮した方法で対応している。新屋の鹿嶋祭は、町人が日吉神社と関わりながら継承してきた行事であり、新屋地区全体の町内によって大規模に行われている。内容は各町内とも概ね共通しているが、船の造りや飾りなどを町内ごとに継承しているため、若干の違いがある。特に、近年は船の艫^{とも}側に乗せる見返し人形の風流^{ふりゅう}的要素が強くなり、現代風に作られることが多い。また、天龍寺東側の川(古川)で行われていた流しは、河川の掘替えや環境への配慮のために、各町内で流す場所や方法を変えて行われている。このような町内ごとの違いや、社会の変化に伴って変更された部分もあるが、行事の一連の流れや鹿嶋船の構造など、基本的な部分は現在なお変わることなく続いている。

以上のように、新屋の鹿嶋祭は、鹿嶋流しと端午の節供行事が融合した年中行事であり、時代の変化に対応しながら継承してきた新屋地区の地域的特色を知る上で貴重な民俗行事である。

註 1 大正 6 年(1911)に河辺郡役所が発行した郷土誌。年中行事の項に、新屋の鹿嶋祭について以下のように記述されている。

鹿嶋祭はまた「鹿嶋流し」ともいひ、多くは早苗振に行ひ、定日なけれども、新屋町にては端午に行うを例とす。而も其の盛なること他の比にあらざれば、其の概況を記すべし。各町毎に簀船を作りて荷車に載せ、五色の紙を継ぎ合わせて「鹿嶋大明神」と書ける吹き流し旗を持たせたる武者人形を各戸より出して簀船に飾り、群童思ひ思ひの服装をなし、鉢巻襷姿も雄々しく、先づ日吉神社に参拝し、相つづきて各町をめぐる。競ひて敲く太鼓の音、聲を限りの歌と相和して殷賑を極む。「鹿嶋の送りしよう(為ようの意)しょっしょ」寺の陰まで送りまでしよう(送るまでしようの意)かくて夕方に至れば、川又は海に至りて其船を流すを例とす。

註 2 寛文元年(1661)から慶応 2 年(1866)にかけて、旧上肴町(大町一丁目の一部)の歴代町代が書き留めた日記。町の家督商売や民俗行事についての記述が多い。延宝～宝永年間(1676～1710)の鹿嶋祭の記録がある。

(1) 延宝 4 年(1676) 9 月の項

武者人形送舟の事

一、同四年神軍加勢として武者人形作り、屋ねに三日三夜立置、当地も右之通りにいawaii、則此丁よりも送舟拵右之人形乗せ、わかい衆よりねり物色々、人数合式拾八人、外に子供とも数多出、陸を長屋、借屋衆手伝いたし、^{ろく}鞆・太鞆^{ママ(鼓)カ}にて打はやし、湊浜迄おくり、上村仁右衛門あし舟にひかせ、之を沖にて送なかし申候、其帰りにて赤飯・御酒何れもいawaii、目出度罷帰申候

(2) 元禄 7 年(1694) 閏 5 月の項

鹿嶋祭の事

一、戊閏五月の頃、鹿嶋祭町々にて人形を立、七日宛置、舟にて送り申候

(3) 宝永元年(1704) 4 月の項

地震、鹿嶋祭の事

同鹿嶋祭はしまり、人形を出し、町々にておひたたしく祭申候、此丁にても五月廿二日に鹿嶋祭致し、舟を拵、人形を乗、湊迄送申候、いろいろねり物出し申候、此時御町箱より代物八貫文わかい衆へ合力被致候

(4) 宝永 2 年 4 月の項

不時の祭礼の事

一、宝永二年酉の四月十四・五日之頃より、子共何ともなくあそびに夕飯過に祭礼のまねを致、町々あるき候、段々後には下筋より老丁切に大祭に致、総丁をくねり申候

我等丁内にても子共祭仕度由申候へとも、おやぢ立寄合被成候て、他丁之こ

とくには不罷成とて、祭之儀は相止申候、されとも世間にておひたゝしく祭事に候間、五月十七日に与々江代物五百文つゝ御丁箱より祝儀に五与江出し、与々にていわひ致候

其節寺町東正院鹿嶋堂へ御初尾銀五匁上げ申候、きとうの札式枚使僧を以被遣候、五月十八日に上下の門へうち申候

右之祭之儀は本丁四町目にて久保田中に無之結構也事に御座候、四丁目祭納候、又左衛門殿扱之内には川端三丁目・川端四丁目両丁組祭仕候、此外は又左衛門殿扱には祭無之候、久保田中は何れの丁にても賑敷祭仕候、山王両度御祭礼よりは結構也事に御座候、自今有馬敷事に候

(5) 宝永7年(1710)4月の項

所々鹿嶋祭の事

一、同四月之頃、戸嶋町辺鹿嶋祭仕候、それより段々丁々にて祭仕おひたゝしき事に御座候、我等扱の内にては四丁目にて祭申候、大町三丁にて一統にゞ祭申候、茶町三丁にては無御座候、惣て久保田中にて無残祭礼仕候、我等町内にては御丁より代物貳貫文わりいしへ祝儀致遊山致申候

註3 元禄年間(1688~1704)から宝暦年間(1751~1763)に渡り、旧川口町(旭南・川元地区の一部)の丁代役を務めた湊屋喜三郎が、町の生活文化などを書き写したもの。町民の生活文化に関する記述が多い。宝永年間(1704・1705)の鹿嶋祭の記録がある。

(1) 宝永元年(1704)の項

一右地震故五月朔日比(頃)より鹿島祭り仕町ゝにて人形出シ其後舟にて送り候事ハ先年ニ替り殊之外丹(に)きにき敷御座候思而(ね)称りもの山おとり六方大名之置立又ハ軍(陣)陳之置立其外色ゝ之称りものト出申候事難尽筆紙候以上

(2) 宝永貳年(1705)の項

一同五月七日ニ上河口中河口新町三町ニて鹿嶋祭仕候尤三町ヨリ家並ニ人五人七人宛出候三町ニて人数けいこ祢り物共ニ四百人程御町無残廻り新川御番所迄出申候祢り物之次第目録ニ到置申候尤帳箱ニ有

註4 秋田藩士で『羽州秋田藩風俗問状等』の編者である淀川盛品よどがわもりただが、文化12年(1815)に秋田領内の6郡について、地理や人口・歴史・民俗などの詳細を村ごとにまとめたもの。神宮寺(神岡町)の項に、雄物川流域で行われていた鹿嶋祭について以下のように記述されている。

又六日かしま祭有。鹿島の宮有て祭るにあらず。日も定まらず。此月吉辰を撰み三日前に家毎藁人形を造り、門々に飾り置、芦にて船を造り、人形を皆とりのせ八幡の神社へ備へ神酒を供し各拝し、笛太鼓を打鳴らして面野川へ持行て流しやるなり。是

を鹿島流と云。

参考文献

- 『第二期新秋田叢書(三) 上肴町記録』 新秋田叢書編集委員会 歴史図書社 1973
- 『秋田市古文書資料(Ⅳ)久保田町記録集・川口町丁代文書』 秋田姓氏家系研究会編纂翻刻 1985
- 『新秋田叢書(十五) 秋田風土記』 今村義孝監修 歴史図書社 1972
- 『河邊郡誌』 秋田縣河邊郡役所 1917
- 『秋田県の鹿島行事ー雄物川町深井の事例を中心としてー』 益子清孝・伊藤正祥 秋田県立博物館研究報告第8号収録 1983
- 『秋田県の年中行事1ーぼんでんとかしま送りー』 秋田県文化調査報告書第148集 1986
- 『カシマオクリとカシマサマー秋田県の鹿島送りと鹿島様ー』 稲雄次 秋田論叢第九号別刷収録 1993
- 『秋田の鹿嶋祭り調査報告書』 秋田市赤れんが郷土館 1995



新屋の鹿嶋祭 実施町内位置図

新屋の鹿嶋祭



巡行の様子



鹿嶋船（下表町町内）



新政酒造跡地に集合した鹿嶋船



日吉神社での祓い



鹿嶋船(愛宕町)



見返し人形(愛宕町)



見返し人形の面(愛宕町)



お堂の内部(愛宕町)

検定中教科書の閲覧について

1 事案の概要

平成21年度以降において、教科書検定期間中、教科書会社から教科書についての意見を求められ、検定中の教科書を閲覧し、謝礼または交通費として現金を受け取った教員が、本市において15人いたことが、県の調査において判明した。

2 これまでの経緯

2/3（水）～2/8（月）

- ・県教育委員会が、文部科学省から提供された情報をもとに、市教育委員会立ち会いのもと、当該教員からの聞き取りを行った。

3/14（月）

- ・県教育委員会が、県教育公安委員会において、調査結果を公表する。
- ・処分等については、今後、県教育委員会が検討する。

3 事案の内容

(1) 当該教員

15人（この他に退職者 5人）

(2) 発生年度

平成21年度：7人 平成22年度：6人 平成26年度：2人

(3) 採択結果に影響を与えうる立場にあった教員

- ・教科書を採択する教育委員会に対して、複数の発行者(教科書会社)を推薦する立場にあった教員（選定委員）：1人
- ・各発行者の教科書の特徴を調査し、参考資料を作成した教員(調査員)：1人

※採択結果への影響について

県教育委員会では、採択地区等の調査報告書、議事録、教育委員会への聞き取り、文部科学省への確認等により、採択結果への影響は「なし」と判断した。

(4) 現金の授受について

- ・謝礼としてのみ受け取った教員 7人
- ・交通費を含んだ謝礼を受け取った教員 8人

(5) 食事等の提供について

- ・会議中に弁当等の提供を受けた教員 4人
- ・発行者主催の懇親会に会費を支払わずに参加した教員 0人

(6) 交通費、宿泊費等の授受について

- ・東京で開催された研修会に参加した教員 0人

4 今後の教育委員会の対応

教科書会社との関わりについては、金品等の授受はもとより、他に誤解を招くような行為は厳に慎み、信用失墜行為の絶無を期すよう、校長会等で、改めて指示する。

【別紙】

教科書会社ごとの状況一覧

<東京書籍> ※関与した教員数：8人

校種	教科	受領金額	弁当等の提供	年度	人数（うち数）	採択前	採択後
小学校	理科	7,000円	不明	H 2 1	5人（調査員1）	東京書籍	東京書籍
中学校	英語	10,000円	不明	H 2 2	3人（選定委員1）	東京書籍	東京書籍

<教育出版> ※関与した教員数：7人

校種	教科	受領金額	弁当等の提供	年度	人数（うち数）	採択前	採択後
小学校	算数	5,000円	あり	H 2 1	2人	教育出版	教育出版
中学校	社会	5,000円	あり	H 2 2	2人	東京書籍	東京書籍
中学校	数学	5,000円	なし	H 2 2	1人	教育出版	教育出版
				H 2 6	2人	教育出版	東京書籍